

シンポジウム

「子どもの福祉と家族・地域・自治体―育つ環境・傷つく環境」

大 関 ミヨ子

合 田 加奈子

平 野 裕 二

阿 部 浩 己 (司会)

司会 定刻になりましたのでシンポジウムを開催させていただきます。「子どもの福祉と家族・地域・自治体」そしてサブタイトルとして「育つ環境・傷つく環境」、こういうテーマで、今日はお三方をパネリストとして呼びました。そして後ほど会場の方とも一緒に議論を深めていきたい、と思っております。

最初にシンポジウムの開催にあたりまして、本研究所の所長であります久保教授からご挨拶を申し上げます。

久保教授 久保でございます。本日はおいでいただき大変ありがとうございました。また中には、昨秋講演会を、お四方をお呼びして開催いたしました、そのときにおいでいただいた方もおいでのようで、続けてご来場いただき大変ありがとうございます。

今回講師の方にお願いたしましたのは、私どもがこういった問題についての「実態」からまず入りたい、というのが基本的な趣旨でございました。また法学研究所としても、単に理論的な研究だけでなく、実際の現場との結びつきで多角的・学際的にいろいろ勉強していきたい、という趣旨でございますので、その趣旨を汲み取って講師の方をお呼びできまし

て、研究所としても大変光栄に存じておりますし、またお話をうかがった上で、いろいろ、皆さんを含めて、問題についての意見を交換する、ということを楽しみにしております。

秋の講演会の際にも申し上げましたけれども、前半については、それぞれのお立場から、現状について、対策について、あるいは提言といったことを私どもがうかがわせていただき、そういうことになると思いますが、後半の部分では、お集まりの皆さまそれぞれのお立場で、意見、それから実情についての認識というのをお持ちでいらっしやると思っておりますので、是非それを積極的に開陳していただければ、建設的な時間を共有できるのではないかと、思っております。

それからこのシンポジウムの結果については、研究所は毎年年報というのを出版しております。この年度末の時期ですので、このシンポジウムの中身についての紹介・報告は次年度の年報ということで、時期はだいぶずれ込んでしまいますけれども、そういう所に発表させていただいて、より広い方のお役に立てたい、と思っております。是非それに積極的に加わっていただければ幸いです。

それでは皆さま、よろしくお願い申し上げます。

**司会** 今日のパネリストのご紹介を最初にさせていただきます。皆さまから向かって左の方からになりますが、大関ミヨ子さんです。神奈川県立こども医療センターの精神科の婦長をされていらっしやいます。その隣が合田加奈子さん、横浜市福祉局の児童福祉部長をされていらっしやいます。そして最後に平野裕二さん、子どもの権利に関わるNGOであるARCの代表をされています。

では最初に大関さんからお話をお願いいたします。

**大関** 皆さまこんにちは。ご紹介をいただきました大関でございます。私は今、こども医療センターという、病院ですが、その精神科に勤めておりまして、現在勤めておりますので、現在いらっしやるお子さんたちのことではない、以前のこと

についてお話をさせていただきたいと思います。それから、個人、お一人のことだけではなく、いろんなことを含めてのお話になると思いますので、その辺ご承知おきのうえお聞き下されば、と思います。

まず子どもの精神科と言いますか病棟を、ちよつとだけご説明させていただきます。こども医療センターという病院の中に精神科という科がありまして、そこで入院をするわけですが、二〇人ずつ入院ができる二つの病棟があります。私はその二〇人の病棟の一つの方を担当しております。

大体、入院してらっしゃるお子さんですが、これは事例としては最近のことじゃないと申し上げましたが、平成一四年のある一日を切り取ってみましたら、男のお子さんが七人、そして女のお子さんが二一人という、合計一九人のお子さんでした。

じゃあどういった方が入院してらっしゃるかというところ、これは資料を出しませんので、聞き慣れない用語もあるかと思いますが、そんな病名の方がいらっしゃるんだな、というふうに聞いて下さればいいと思いますが、まず心因反応という言葉方をしますが、これは大体、虐待を受けているんな反応を示されるお子さんの、特徴的なその症状に対して心因反応という呼び方をいたします。それから摂食障害、これは皆さんも拒食症とか過食症とか、そんなことでお聞きになっていらっしゃると思いますが、女のお子さんで二一人中七人が、この摂食障害でいらした時期があります。最近ちよつと退院なさったので、また数が変わっています。そのほかに神経症、それから数は非常に少ないのですが、精神分裂病ですね。それこれも皆さんもよく新聞やテレビ等でお聞きになってらっしゃると思いますが、行為障害という、反社会的な行動をとるといふようなことですが、これは男のお子さんです。ある時期、女のお子さんが、摂食障害が七人と、それからこの行為障害が五人という構成になっておりまして、私たちは「摂食障害・行為障害病棟って呼んだ方がぴったりね」、なんて話をしたくらいに、数としては、そんな数のときがありました。

それから、強迫性障害と言いまして、不潔恐怖だとか、ずっと手を洗い続けなければいけないとか、そんな反復した行為を繰り返していく、というようなこと。それから愛着障害という障害ですね。このお子さんはどういう症状かと言いますと、本当に誰でも自分の身近にいる人に抱きついたり、いろいろな行為はするんですけど、じゃあそこから人として、と言いましようか、気持ちのつながりができていくか、という決してそれはできませんで、パッと抱きついたり、「ねえ遊ぼう」とかって言うんですけど、パッと離れていって、何ヶ月入院していても心の交流みたいなものが本当に芽生えてこないという、そういう状態のお子さんが、愛着障害の方。それから自閉症の方もいらして入院をしたらっしゃる現状です。

入院をしたらっしゃるということですが、精神科に受診をするまでは、これからまた合田さんもお話を下さると思うんですが、いろんな相談機関があります。児童相談所だとか、養護施設というような施設がありますが、そういう施設で、まずいろいろと関わっていただいといますか、そういうところはかなり「育て方が悪い」と言われる。まあこれは私たち親御さんを通してのお話しかうかがってませんので、本当にその相談所の方がそういうふうにおっしゃってるのかどうか、っていうのは分からないんですよ。お話って、片方聞いてもよく分かりませんし、両方聞いてもよく分からないのがお話しなあ、としみじみ思いますので、相談所の方がどういうふうな調子、といいますかトーンでおっしゃって下さったのか、というのとは分かりません。ただ受け取った人に受け取った事を伝えていただく限りにおいては、やはり「親として養育が不適切なんじゃないか」というようなこと、それから一番傷つく言葉としては「愛情が不足である」というふうに言われることで、とても傷ついて……まあここに「育つ環境・傷つく環境」とありますが、親御さん自身がとても傷ついて、私どものごころに辿り着かれることが多いな、と思います。

それからそういう相談施設で傷ついて、とおっしゃることともう一つは、学校に行きますと、クラスの中で、学級崩壊とか、いろんなことで皆さんよく聞いてらっしゃると思いますが、注意欠陥多動性障害と言いまして、一時たりともじつとし

ていないお子さんがいらっしやるんです。今、私どものところにもいらっしやるんですけれども、本当に一時もじつとしていませんから、お食事しても、二口ぐらい食べたかな、と思うとどこかに行つて何かをしてきたり、誰かがお醤油をかけてようとしているとかけてあげるとか、とにかく動き回っていますので、私どもの所でしたらなんとかなるんですけど、クラスでそれをされたら、とてもとても授業にはならないんじゃないかな、というふうに思いますね。そうしますと授業が成り立ちませんので、そのクラスのお子様たちのご両親から、たくさんクレームが来るわけです。それでもう学校に来ないでほしいというようなクレームがきます。

その辺も私たちがうかがつて、そういうお子さんも学ぶ権利が当然あるわけですから、それでクラスが引つかき回されたら、来ないでほしい、つて言いたくなるのも分かるなあ、という、そういう状況の中で、ひたすら親御さんは、あちこちお詫びに行つたり、というような生活で、いつもクレームを受けていて、お詫びに行く。そして、だんだんうんざり、もうとにかくうんざりして来る、と言うんですね。で、そういううんざり感が、今度お子さんに向きますね。結局それは言葉で言つても効きませんので…。決してこれは暴力を認めるということでは全くありませんけれども、言葉で言つて聞かなかつたら殴りたくなるのも分かるな、と。まあ、分かるな、と言つても決して認めてるわけではありませんが、分かるな、というふうに思うことがたくさんあります。

そうしてたくさん殴られたり、真つ暗い押入の中に入れられて、まあお仕置きですね、そんなのを受けたりして、親御さんも傷ついてくたびれ果てて、お子さんたちも本当にくたびれ果てている。自分に対する評価が、いつもいつもダメと言われたことしかない。そのままのあなたでいいのよ、とかそんなふうに言われたことがない。いつもダメ、いけません、やめなさい、どうしてなの。それで頭叩かれるとか、真つ暗い押入の中に入れられて、外からなにかで戸が開かないようにされますから、泣けど叫べど誰も助けてくれない。そういう人との関わりを十分すぎるほど体験してからやってくるお子さん

たちが多いですね。ですから、本当にみんなが疲れ果ててやってくるということが多いです。

私どもの所にいらっしゃる時に、親御さんも疲れ果てていらっしゃるんですけど、それでもやはり精神科というところは、今までの長い偏見と言いましょるか、そういうものがありますので、やはり、本当に自分の子どもを精神科に受診をさせてしまつていいんだろか、という迷いがまたあります。受診をさせれば、まあ大体は何か病名が付いたりしますので、この子の将来に精神科の病名を付けてしまつていいのだから、という迷いを非常に持ちながらいらっしゃいますので、なんとかしてほしいという気持ちと、でも精神科というその科自体を認めたくないという、非常に対立した感情でいらっしゃる方も多いです。

また、中には逆にしつけが悪いとか……。特に多動性障害のお子さんたちはあれこれ言つても聞いてくれませんので、私どもを訪れた時にも効果を見ながら「どうしてあなたは人のお話を聞いてくれないのかしらね」とか言いながら、「でもまあ、お話聞いてくれたらあなたはここにいないか」とかつて言うと「うん」なんて本人は言つてまして。そんなで本当に話をなかなか聞いてくれませんか、それを「お母さんの育て方が悪い」というふうに言われちゃいますと、お母さんも救われません。ですからむしろ、病気です、と診断してもらえたら、これは私の育て方が悪いのではなくて病気なんです、と、ちゃんと体面がたちますので、診断をされることで救われる、という部分があります。でも、そこはとても二面性がある、複雑な部分だと思います。

そんな状態で最初はいらっしゃいます。大体最初はご両親で見えることが多いんですけど、そうですね、お子様の年齢によつてももちろん違います、ご両親は大体三〇代から四〇代ぐらいの方が多くんですけども、これはあくまで現場にありましての感覚的なことで申し上げるんですけど、どうもお父さんは傍観者の、と言いますが、目の前でお母さんが困つてらっしゃる現状がなかなか理解できないというか、そんな状態でご一緒に見えることが多いかな、というふうに思いま

す。

そして今までお話ししましたように、お母様がいろんな所にお詫びに行ったり、叱られたり、とても不本意な思いをしただりして、お母様自身の不全感がとても強い。子どもについて、いろいろイメージしていたものとあまりにも違う、というようなことがあるものですから、こんな筈じゃなかった、私の人生はこんな筈じゃなかった、というような不全感も非常に強いのですので、自責の念がとても強くて、私どもが「どんなご様子でしたか」といろいろ説明をうかがう時でも、「私が悪いのかもしれませんが」というようなことで、なかなか実状、と言うんでしょうか、事実がつかめない。まあ、何をもって事実と言うか、非常に難しいんですが、そういうところがなかなか伝わり切らないし、それと入院をさせてしまうということに対しては、子育て失格という烙印を押されるのではないか、という思いも非常に強くて、このあたりは先程の受診と同じなんです。やはり入院ということに対する躊躇も非常に強くある方に、私たちは出会うことが多いように思います。

とは言いましても、そういう状態でお見えになったところで、なかなかベッドが空きません。二〇床でして、短い方で三ヶ月、長い方ですと二年ぐらい入院してらっしゃいます。年齢的には小学校二年生ぐらいから高校生ぐらいまでの方が入院してらっしゃいますが、なかなかすんなり退院というわけにはいきません。

なかなかベッドが空かないので、その間待っていていただくわけですが、ベッドが空いて次に入院、ということになったときにも、やはり入院をさせてしまうという思いがとても強いんです。私たちからの入院の説明も、一週間に一度はお洗濯物を持っていらして下さいとか、さまざまなお願いをするんですけれど、今度は私たちから「あなたの子育てが問題だったんじゃないか」と責められるんじゃないか、そんな思いが非常に強くて、医療者に対する不信感みたいなものが特に強くて、なかなか連携が組みにくいというところもあります。

ですけれど、私たちはとにかく、マルとかバツ、何が正しくて何が正しくないか、ということとは、まず一切最初は触れな

いで、とにかくご両親、保護者の方も困ってらした、ご本人も困ってらした。そこで少しでも休息を取って、過ごして、疲れが取れたところで次どうしたらいいかを考えましょう、そんなスタンスで出会っていきます。主治医とそれから受け持ちの看護婦と——保健婦助産婦看護婦法という法律が変わりまして、二〇〇二年の三月一日から、今まで看護婦と呼んでいたのが看護師になったんですけれども、ちょっと耳慣れませんので看護婦と申しますけれども——受け持ちの看護婦と、それから私どものところの作業療法士という人や臨床心理士にケースワーカー、いろいろな人々が関わって、最初に、とにかくここは安全なところなんだ、ということをお子様たちに分かってもらいたい、分かってもらいたいというよりも、ここが安全なところだと実感できるように、関わっていきます。

私たちが会おうお子さんは、虐待も含めてなんですけれども、大体が、人というのは自分に心地よさをもたらす、なんていうことはほとんど体験がないのかなあ、と思うような感じですね。人というのは、まず自分にとって不愉快なことをする、と言うか。それから人を信じていないですね。ですから、医療者である私たちの神経を逆撫でしてくることがたくさんあるんですけれども、その挑発に乗らない、それも私たちにとっては、とても大切なことです。時々ニワトリと卵とどっちが先なのか、って思うときがありますが、でもお子さんと出会ってますと、私たちの神経を逆撫でするというか、いっぱい挑発してきますので、その挑発に乗らないで、かつ相手を叱らないで、ここが安全な場所なんだ、と思えるように関わっていくには、私たちも相当な忍耐力というか集中力というか、本当に心身ともに整えておきますと、うっかり巻き込まれちゃうんです。よく「巻き込まれる」、って言葉を使っんですけれども。

たとえば話し合いなどしている時にナースステーションのドアを開けて「遊んで」って来ます。「遊んであげるね。でも今お話し合い中だから、もうちょっと待ってね」と言うのと、もうそんな言葉は全然聞きませんで、「遊んで遊んで遊んで！」って叫び続けますね。それで「ねえ、今ここがお話し合いをしてるのわかる？ わかるね。だから今お話し合いを急いで終

わらすから待つて」って言うと、今度「待てない待てない待てない」って言い続けたりします。大体そういう意味ではとても騒々しいですが、私たちもだんだん巻き込まれていきそうになるんですけども、そういう挑発に乗らずに、お約束する。やはり約束が守れるということは非常に大事なことです。「約束ね」って。たとえばもう年齢的にも小学校二・三年生でも時計の見方が分からなかったりするお子さんがいますので、「長い針が九の所まできたら、私たちががんばってお話し合いをやめるから、九の所にくるまでドアを閉めてここで待つてね。お約束できる？」とかって、そういうお約束をします。でもなかなか守ってくれないんですけど。

そういうお約束を繰り返し繰り返しやって、決してそういう時に殴られるとか、無視されるとか、お部屋に閉じこめられちゃうとか、そういう今までされてきたようなことはないんだ、という安心感をもって、そこから関係を作っていこうというふうに思います。ですけど、安心感を持って、ということは、相当試してきますね。今度あちらは、どこまでやったら私たちが怒るのか、ということを担当試してきますので、その試しに乗らないでいるのは、またかなりエネルギーのいることとして、入院してからはまず、そんな最初の関係を作っていきます。

作っていくにしても、もちろん先生がお薬を出したりなど、いろいろな治療的なことはしますが、特に私たちが大切にしていますことは、食事とか、お手洗いに行つて排泄ができるとか、夜、気持ちよく眠ることができるとか、お風呂に入るとか、それから季節に応じた洋服を選んで着ることができるとか、そういう本当に日常レベルのことです。こういうことができるってないことが多いですし、摂食障害のお子さんはちょっと別ですけど、摂食障害じゃないお子さんたちを見ていても、お食事が心地よいものとか楽しいもの、っていう体験がないのかなあ、と思うときがあります。

朝昼夜の食事を食堂でいただくんですけど、お昼ご飯が多いですから、お弁当を持って、お子さんたちと一緒にお食事をすることがあるんです。そのときに見ておきますと、まず一品ずつ、まずお味噌汁ならお味噌汁、お魚ならお魚、ご飯な

らご飯、まさに片っ端から片付けるという、そんな感じですよ。もちろん、別にお食事はどう食べなきゃいけないってことはないと思うんですね。別にお味噌汁を飲んで、ご飯食べて、お魚を食べて、おひたしかなか食べて、というその食べ方が絶対にバツ、ということはないですけど、でもやはり雰囲気を見てたりしてますよ、まさに片っ端から片付けて、ハイ完了、そんな感じなんです。ですから「ねえ、こんなふうには、こつちを食べたらこつちを食べてみる、つてのはどう？」とかって言うと「やだ」。大体なにかを言つて「そう」とか「そうする」とかって言ってくれることはまずなくて、単に「やだ」、「知らねえ」、「うるせえ」とか、大体そんな言葉が返つてきますけれど。

中学生くらいのお子さんですと、私はよく「ねえ、これからデートしたいと思わない？」と言つんです。そして「ねえ、そんなときに」、男のお子さんでしたら「自分の大好きな女の子とデートしてレストランに行ったときに、そんな食べ方つて私、格好よくないように思つんだけど、どう?」、そんなお話をよくしますね。どれが正しいとか正しくないとか、というのは非常に難しいですから、そんな話をするとき、格好いいか格好よくないか、というのはとても大切なキーワードですので、比較的聞いてくれることもありますけど、なかなか通じません。

また、ある女の子さんは、これはまた最近増えてるんですけど、白いご飯が食べられない。小さな時からお母さんがふりかけをかけてずっと食べさせてまして、今、もう中学校の高学年のお嬢さんなんですけれども、白いご飯が食べられない。必ずふりかけをかけて食べる。私はまた「別にね、一生ふりかけかけて食べてもいいのよ。でもデートの時にバッグからふりかけ取り出して、お皿に盛つてあるご飯にかけるのつて、なんかあんまり格好よくないような気がすると思うけど、どう?」とかって言うと、「うーん…でもいいの」とか言つて、ふりかけかけて食べてます。決してふりかけかけて食べるということがどう、ということではないんですけど、そういう本当に日常の一つひとつが、人の言うことを聞くことができたり、それから自分の気持ちを述べることもできたり、やりとりができる、というように、なるべく関つてきました。だから

ら「それは聞けません」とか「正しくありません」と言うことではなくって、「あなたは どう思う?」とか「私はそれはあんまり格好いいって思わないんだけどどう?」とか、そういう関わりです。

お風呂に入るなんてこともそうですね。かなり大きくなっても、本当に裸で、まさにスッポンポンでいて、全裸羞恥心がなくて。でもとても羞恥心で難しい。羞恥心で持てなきやいけないのじゃないのか、というか。やはり自分を護ったり、いろんな意味でマナーとして大切なような気がするんですけど。まあ、おいしいとか楽しいということもそうですけれど、羞恥心というのにも人に伝えるのは非常に難しく、「その年齢になってそんな裸を見られて恥ずかしくないの?」って訊くと「私恥ずかしくない」と言われちゃって。「恥ずかしがって」って言っても、「本当に恥ずかしがらなきやいけないの?」ってなりますし。でも社会でやはり心地よく人と生活していくには大切なマナーじゃないかな、なんて思います。本当に一つひとつ、そういう細かいことをお話してゆきます。

それから先程のお手洗いに入る、なんてこともそうですねですけど、お仕置きで押入に入れられていたお子さんは、お手洗いのドアを閉めるのが怖くて閉められない。ですので、お手洗いに入った時にもドアを開けて入るんです。そうすると、よそのお子さんが「あの子はドアを開けてお手洗いに入ってるんで、やだ」なんて言って、その辺で、また人間関係がとてもギクシャクする。「いいじゃない、戸を開けて入ってたって。あなたはドアを閉めて入ればいいでしょ」と言う。「でもあの人はいつもドアを開けてお手洗いに入ってるからやなの。」

そういうことの一つひとつが揉め事になります。毎日毎日揉め事の繰り返しなんですけれど、そのドアを開けて入るお子さんは、お仕置きで押入に入れられていたから、そういう狭いところが嫌なんです。ですからドアを開けて入る。これは心情的にはよく分かりますけど、今度学校に行ったりしたときに、ドアを開けたままでしかお手洗いに入れないと大変です。どうしても不登校とか、そういうことにつながってしまうので。本当に「不登校」という言葉は一言ですけど、お手洗いの

ドアが閉められないとか、みんなと一緒にお食事ができないとか、そういうことがたくさんあって、とてもでも生きることって大変だなんて。小学校低学年のお子さんに、「生きることって大変だね」と言うと「うん」なんて言うて、どの程度実感しているかわかりませんが、本当に、生きること一つひとつ、お食事すること一つ、お手洗いに入ること一つ、お風呂に入ること一つ、なんて大変なんだろうなあ、と思います。そういうお子さんたちが、とてもがんばって暮らしています。

少しずつ少しずつ、いろいろな事がみんなと一緒にできるようになって、私どものところは治療施設ですので、そうそういつまでも入院していただくわけにもいきませんから、次、ということを考えますときに、特にお家で虐待を受けられたりしたお子さんは、帰るところが難しい。次に合田さんがそのようなお話をして下さると思うんですが、とても難しい。

ある時期私が出会った男のお子さんは、お家で、鼻の骨が折れたり、何カ所も骨折をしたり、それこそ煙草の火を押しつけられて火傷をさせられたり、というようなことがあったお子さんでした。

ごくたまに近くのスーパーまで、私が私服に着替えてお子さん一人とお買い物に行くことがあるんです。お買い物経験もないお子さんとお買い物に行く、ということがあるんですけど、その時に、お手をつないで道路を歩きながら、このお子さんがポロツというんなお話をしました。

「僕がね、赤ちゃんのときに、パパが僕がうるさいってキックしたりパンチしたりしたんだって」、という話をするんですね。

「そう」

「それで誰かがなんとかか、っていうところに」、これは施設の名前なんですけど、「入れてくれたんだって」

「ふうん、ああそう、そういう人がいてくれてよかったねえ」って、私はそんな返事をします。

「そしてそこから今、私たちのところに来たんだね。それで今日は婦長さんと一緒にお買い物なんだね」

なるべく「そんな大変なこと、なんてお父さんなんだろう」、「なんて話にいかないように」、「それで今日一緒にお買い物に行けるんだね」というような、少しでも発想がプラスの方に行けたらいいなあ、なんて思いながら一緒にお買い物に行ったりしました。

でもどんなに私どものところで馴染んで暮らしていても、本当にいろんな思いをさせられた親でも、親は慕いますので、「お家に帰りたい」と言うことがあって、大丈夫かなあ、という思いで、でも児童相談所のケースワーカーの方に、「時々はお家に生きてるかどうか見に行ってください」、なんて言うぐらい、時々お家に行っていたりして、帰ることを試みたことがあったんですけど、やはりそのときにも親御さんから本当に大変な暴力を振るわれて、まだ小学校のお子さんだったんですけど、本人が自転車に乗って児童相談所に一時保護を求めたというケースがありました。

そのお子さんと出会っていますと、一時はお家に帰れるかなあ、という期待を持って帰りましたのに、結果的にダメでしたので、一度目のときよりも、もっと傷が深い。挫折感が非常に強くて、一度目のときは、まだどこか彼の中に可能性が残っていたような気がするんです。いずれは自分もいい子になったりすれば、なんとか可能性があるかな、というふうに思っていましたのに、努力をして、ご両親も「是非帰ってらっしゃい」、ということで、結構いい雰囲気で行きましたのにとてもひどい結果になってしまったものですから、一度目のときより本当に挫折感が強くて、私どもの所に来たときも、立ち直るまでは非常に大変でしたね。

そういうお子さんたちをいろいろ見ておきますと、生きることには大変だね、と、どの程度分かるか分かりませんが、よくそんな話するんですけど、私たちが生きていくためのエネルギーというものは、いったいどこから湧かすんだろう、どこから湧いてきたエネルギーで、私たちは生きることができんだろう、本当にそう思います。そういうお子さんたちを見

ていると、これは決して親御さんがいけない、などということではなくて、そうして生きなければならぬ親御さんを含めて、やはりとても大変な状況にあるな、と。そういう意味で、本当に世の中から余裕がなくなってるのかな、と思います。

これは私の住まいの近くの人が、ある日、引越してきたばかりなのに、また移るとご挨拶に来て下さったんで、「どうしてこんな短い期間にお引越しなさるんですか」、とうかがいましたら、そこのお子さんが夜中に、家庭内暴力みたいで、暴れると。そうするとマンションの下の階から苦情が来るので、もう本当にお引越しをする以外に住むところがない、ということがありました。

これはたぶんマンションでなければなんとなかなるのかなあ、と思いますし、順調にいつている人が暮らすにはそれなりに暮らし易いでしょうけど、順調にいかなくなったときに暮らす、ということがとても大変で、まあ私たちというか、比較的順調に暮らしている人たちがそれを受け入れるだけの許容量が、これは感覚的なものですけども、だんだん狭まってきたりするのだろうか。そうすると、その許容量を広げることを相当真剣に考えないと、もつともつと息苦しくなっていくって、これからどうなるのかなあ、などと思いつつ、でもいま私たちは、目の前にいるお子さんと、昨日も春祭りなのでいろいろとゲームをしたりして楽しんだんですけど、私たちが神経を逆撫でされても巻き込まれないで、一人の人間として、誠実な人もいるんだ、これだけ試しても見放されない人がいる：見放す見放さないとおがましいんですけど、ただ決して暴力を振るったり拒絶したりしない人間がいるんだ、という、そのことを実感してもらえたらと思っています。

いろいろなお家の状況が耐えられないとか、本当にそこまで考えたら、私たち何やってるのかしら、って思ってしまうので、それを思ってしまったらもうバーンアウトする以外に手だてがないんですけれど、こんなに誠実に自分に出会ってくれる人もいるんだな、誠実に出会ふことは、私たちお金がなくても、システムは少々どうでもできることですので、そこを、私たちは大切にやっていきましょう、というのが、今一緒に仕事してる人たちの合言葉です。

ちよつととりとめのないことになりましたが、そういう現状のところは今おりますので、またご質問なりありましたら続けさせていただきます。とりあえず、一旦終わらせていただきます。

**司会** どうもありがとうございます。事実の迫力というものが非常によく伝わってくる、よいお話だったと思います。

続きまして、合田さんから、横浜市の取り組みなどを中心にしてお話をうかがいたいと思います。ではよろしくお願います。

**合田** それでは、私の方から、今の横浜市の子どもの実態、それから横浜市はどんなふうに取り組んでいるのか、こういう点を中心にお話をさせていただきたいと思います。

お手元に簡単な資料を付けさせていただいていますが「児童虐待の状況と対応について」という、資料一、と書いた資料があると思いますので、ご覧いただければと思います。最初に「児童相談所における新規相談受付状況」というのが出て参ります。児童相談所というのは、最近児童虐待を巡っているいろいろ登場するようになりましたので、少し皆さんも耳には馴染んでいただいたかと思えますけれど、一八歳未満の児童のあらゆる相談に応じる機関でございます。ここに書いてありますように、養護相談、障害相談、非行それから育成相談、いろいろな相談をお受けしております。横浜市には三つの児童相談所がございます。この三つの相談所で、この資料にありますように平成二二年度で言いますと九九三〇件という相談をお受けしております。平成二三年度は上半期で既に五〇〇〇件を超えておりますので、平成二三年度については軽く一万件を超えてしまう、それくらい子どもを巡る問題が多いんだな、というふうに受け止めていただければと思いますが、この虐待の問題というのはどの辺に入っているかと言いますと、養護相談という中にこの虐待の相談が含まれております。

二番目に「児童虐待の把握件数の推移」というのがありますからここを見ていただきたいと思いますけれども、先程の養護相談の中の虐待の相談です。これは各年度に新規に把握した人をまとめた資料です。平成九年度は二二五件、平成一〇年度は

## 児童虐待の状況と対応について

### 1 児童相談所における新規相談受付状況

#### (1) 相談件数の内訳と推移

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度上半期
養護	2,041	2,114	2,457	2,803	1,704
障害	3,390	3,554	3,790	3,819	2,130
非行	456	341	352	426	186
育成	2,440	2,138	2,232	2,054	1,000
その他	914	872	981	828	409
合計	9,241	9,009	9,812	9,930	5,429

\*養護・・・虐待、家族関係の不調、養育困難（家族の疾病、家出など）等

\*障害・・・障害の有無・程度の判定及び証明など

\*非行・・・ぐ犯行為（家出、盗癖、金品持ちだし、不良交友など）  
触法行為（窃盗、凶暴、恐喝など）

\*育成・・・性格行動、しつけ、不登校など

### 2 児童虐待把握件数の推移

#### (1) 児童虐待内容別件数の推移

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度上半期
身体的虐待	87	116	168	204	130
保護の怠慢	112	98	144	182	103
性的虐待	5	12	17	12	6
心理的虐待	21	24	67	113	83
合計	225	250	396	511	322

#### 【児童虐待防止法（第2条 児童虐待の定義）】

\*身体的虐待・・・児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える  
（打撲傷、あざ、骨折、頭部外傷、刺傷、たばこによる火傷等）

\*保護の怠慢・・・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の  
放置等著しく監護を怠る  
（食事、衣服、住居等の極端に不適切で、健康状態を損なうほど  
の無関心・怠慢等）

\*性的虐待・・・児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為  
をさせる  
（子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要、教唆等）

\*心理的虐待・・・児童に著しい心理的外傷を与える言動を行う  
（子どもの自尊心を傷つけるような言動、他のきょうだいと著しく  
差別的な扱いをする等）

(2) 被虐待児童年齢階層別数の推移

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度上半期
0～2歳	60	66	92	129	80
3～5歳	65	56	112	155	73
6～8歳	44	49	84	91	86
9～11歳	32	35	53	77	41
12～14歳	23	35	34	40	31
15歳以上	1	9	21	19	11
合計	225	250	396	511	322

(3) 相談経路別件数の推移

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度上半期
虐待者本人	0	37	43	46	31
家族・親族	34	34	54	55	38
近隣・知人	31	17	58	70	64
児童委員	15	8	17	18	20
保育所・幼稚園	7	7	18	32	11
その他の児童福祉施設	0	5	5	5	6
学校	34	21	46	52	43
保健所・子家センター	12	33	44	69	37
福祉事務所	19	32	41	39	14
警察	12	12	11	24	17
医療機関	15	17	17	26	12
電話相談機関	0	3	5	10	2
都道府県市町村	0	0	13	22	4
家庭裁判所	0	0	1	1	0
児童相談所	30	18	15	33	14
児童本人	0	5	2	3	4
その他	16	1	6	6	5
合計	225	250	396	511	322

(4) 主たる虐待者別件数の推移

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度上半期
実父	51	71	97	83	64
実父以外の父	15	23	24	23	19
実母	143	136	244	370	225
実母以外の母	1	6	3	6	0
その他	15	14	28	29	14
合計	225	250	396	511	322

二五〇件、平成二一年度は三九六件、そして平成二二年度は五一一件、一三年度の上半期でもうすでに三三三件、ということとで、どんどんどんどん増えてきている、こういう実態があるかと思えます。特に去年あたりはマスコミなどでも大変大きく取り上げられたということもありまして、皆さんのご記憶にも新しいかと思えますけれども、非常に増加傾向にあります。虐待の問題について、今いろいろ実態のお話がございましたけれど、いろいろな虐待がありまして、私どもの方ではこういうふうに分類をしております。これは全国的に共通の分類ですけれども、身体的な虐待、それから保護の怠慢、ネグレクトという言い方もしておりますけれども、性的虐待、心理的虐待、こういったものがあります。

身体的虐待というのは、まあ非常に分かりやすいと思えますけれども、殴ったり蹴ったりして、怪我をさせてしまったりというようなことです。保護の怠慢というのが、これが割と多いんですけれども、要するにほったらかしなわけですね。この間も報道されていましたが、小さいお子さんを家に残して、お母さんがスキーに行ってしまったと。そういうことでですね。小さいお子さんですから、ほっとけば食べ物もないし冬だから寒いし、大変危険な状態になるわけですから、ほったらかしてしまう、これが保護の怠慢ですね。よく言われるんですけれど、日本の場合、車に小さいお子さんを置き去りにして、甚だしいのはパチンコをしていて、その間に熱射病で非常に大きな事件になってしまふ。こういう事件がよく報道されますけど、こういう場合、外国なんかではすぐ逮捕されてしまふというんですね。それは親の怠慢、ネグレクトだ虐待だ、ということになつちゃうんですけれども、日本の場合、どうもそういう考えがちよつと薄いので、保護の怠慢というのは相当な件数として出て参ります。

それから性的虐待、これは子どもに猥褻な行為をするとか、ポルノグラフィを見せるだとか、その被写体にするとか、まあこういういたことがあります。割と件数としては少ないんですが、これはなかなか発見されにくいということが、やはり背景にあるんだろうと思えます。非常に見つけにくいです。さっきも、何気ない話の中から、とおっしゃってありましたけれ

ど、そういう中から、もしかしたら、というふうなところで気付くケースがあるんですけど、なかなかこれは出て来ません。ですから、本当はもっとあるのかもしれないんですけども、数字的には今のところは横浜市の場合この程度です。それから心理的虐待、これは特に言葉の暴力のようなものが多いわけですけども、たとえば兄弟がいると一人の子だけ非常にかわいがって、一人の子だけ非常に疎かにするとか、そういうようなことがあります。この心理的虐待というのはだんだん数が増えてきておりまして、この四つ分類がある中では非常に増加が目立っています。

その次の(2)の所に「被虐待児童の年齢別の件数」というのが載っておりますけれども、〇歳から一五歳以上のところまで分類してありますが、〇歳から二歳、それから三歳から五歳、このあたりに非常に多くなって来ています。平成二二年度の〇歳から五歳、この二つを足しますと二八四件になりました、五六パーセントになります。半分以上はこの就学前の小さいお子さんに集中しているというのが実態です。だんだんこういう小さいお子さんが増えて来ていますね。さつきも言いましたように、心理的虐待が増えている。それから小さいお子さんの虐待が増えている。これは実態が増えているということもあるかもしれないのですが、ある意味では皆さんが関心を持って下さるようになって、これはやはりおかしいんじゃないか、というふうに気が付いて下さったり、小さい赤ちゃんなど、なかなか外からは見えにくいんですけども、やっぱりおかしいね、ってところで見えてきたり、ということ、割に周囲の理解が高まってきた中で発見されるケースも増えてきている、ということが、一つ言えるんだろうと思います。

その裏をちょっと見ていただきますと、「相談経路別の件数の推移」というのがあります、細かく分類しております、虐待者本人からの通報・相談も結構あるんですね。ですから自分で虐待しながら、それが本当に苦しくって、もうこのままいっただらこの子を殺してしまうんじゃないかしら、そんな気持ちの中で必死に助けを求めて来られる、そんな方もいらっしゃいます。この中で一番多いのは、やはり近隣・知人からの通報です。特にこれはどんどんどんどん増えてきています。これ

は先程も言いましたように、やはりマスコミ等、あるいは私もいろいろお知らせをしたりお願いをしたりしております中で、皆さんが気をつけて下さるようになってきているんじゃないか、そんなふうにいるところでは保健所ですね。保健所・子家センターって書いてあってちょっと分かりにくいんですが、これは子ども家庭支援センターというものの略なんです。保健所の中に子どものための相談窓口がありまして、それを子ども家庭支援センターと言っておりますけれど、こういうところへのご相談を入れていきます。こんなふうには近隣、あるいはご近所、こういったところを通してさまざまなご相談が来ている、ということですよ。

それから(4)を見ていただいて、どういう人が虐待するのか、ということなんですけれども、やはり一番多いのは実母なんですね。実際のお母さんです。なぜ多いのか、というのは、やはり今の社会の中ではお母さんが子どもに関わっている割合が一番高い。さっきのお話でも、お父さんとお母さんと一緒に来られてもどこかお父さんは傍観者の、というふうなところで、やはり子育てはお母さんの責任みたい押しつけられてしまっている。こういうところが日本の社会にはまだまだあります、それがこの虐待の、お母さんが多いという数字に表れてきているんだろ、というふうに思います。こうした虐待のケースについて、平成二二年度で言いますと一時保護した件数が九七件ございました。九七回保護をしてきた、こういうことになります。この辺が、今、実際、どんなふうな状況かというところを見ていただいたわけですよ。

こうして、虐待がどんどん深刻化して、件数的にも大きく見えてきているという中で、どんなふうには横浜市が取り組んでいるのか、ということをお話してみたいと思うんですけど、この虐待の問題について言いますと、横浜市は比較的早くから取り組んできた自治体だと言われています。平成六年に、既にこの虐待の問題が結構心配だなあ、という状況が出て参りました、この年、横浜市は研究会を発足させまして報告書をまとめた、という経緯があります。そしてそれを受けて平成六年度から八年度くらいにかけてまして、各区でモデル的な取り組みを実施いたしました。そして平成八年度には横浜市子

育てSOS連絡会というのを発足させました。これは虐待問題に関わっていただけであるろう、たとえば民生委員・児童委員さんですか、それから小学校、中学校、幼稚園、保育所、警察、まあそういうふうな地域、主立った機関、それから当然児童相談所とか区役所等が入るわけですけど、そういう市内の関係する方々を網羅した組織を作りました。その後平成一〇年度には、横浜市には一八区ありますけれど、各区で児童虐待防止連絡会というのを作りました。これは区ごとの組織で、これも先程と似たような感じなんですけれども、やはり幼稚園、保育所、小中学校、それから民生委員さん、保健所、警察というような形で、とにかく地域で関わっていただけそうな方に、みんな入っていただいた組織です。こういった連絡会を通じまして、実際どんな事例があるんだろとか、まあそういうふうな形で研修をしていただいたり、少しずつ皆さん方の中に理解を深めていただいたり、それから情報交換をしていただいたり、そんなことで進めてきた経過があります。

そして一番最近の新しい取り組みとしては、平成一三年度からなんですけども、「よこはま子ども虐待ホットライン」というのをスタートさせました。これは二四時間、とにかくいつでもご相談をフリーダイヤルで受けます、こういうものです。今日、お手元にパンフレットも付けさせていただきましたけども、このパンフレットの一番後ろに書いてありますが、よこはま子ども虐待ホットライン、フリーダイヤル〇二二〇—八〇五—二四〇、はまっ子24時間、というような形で呼ばせていただいているんですけども、こういうのを作りました。このフリーダイヤルの電話の相談員というのは、社会福祉関係に理解、あるいは経験のある、それなりの素養のある方になっていただいているわけですけども、現在は民生委員をされた経験がある方、それから保育士をされていた経験があるとか、そんなような方にも入っていただいで、とにかく土曜日、日曜日も、それから夜も、ずっと目一杯、毎日相談を受ける、こういう取り組みをしております。

これと併せて「虐待対応チーム」というのを各児童相談所に一チームずつ作っております、何か起きればすぐ飛び出していく、こういう体制です。今申し上げましたこの虐待ホットラインで通報や相談を受けます。非常に危ないな、というケ

ースがあります。今すぐにも行かないとどうにかなっちゃうかもしれない、そういうケースの場合には、その日その日担当は決まっております、時間外にですね、今日は誰々、係長さんです、と、そういうふうに決まっておりますので、その人のところに連絡がいく。その人が状況を確認しながら、やっぱり行った方がいいな、ということになれば、もう一人の職員と連絡を取って、その日のうちに対応する、というような体制を取っております。実際やる職員としてはかなりハードなもので、毎日のことですから、当番で毎日同じ人がやるわけではありませんけれども、今日は担当だな、というときはなかなか心が安まらない、そういう日々を送っております。

虐待ホットラインとか虐待対応チームができたということで、緊急的な対応はかなりできやすくなったかな、と思っております。平成一三年の四月にスタートしまして、一四年のちょうど一月末までにどれくらい虐待の通報・相談があったかと言いますと、二六二件の虐待の通報や相談がありました。たとえば深夜にですね、公園で子どもたちが何人か、子どもだけである、どうなってるんだとか。まあ要するにネグレクトですね。親たちが放っておいた、そんなことがあったりして急遽駆けつけまして、結果的に八七件出動いたしました。そして二〇人の子どもを一時保護したと、まあこんなふうなことでございます。

こうやって一時保護をする子どもが増えています。中央児童相談所に一時保護所というものを併設しております、ここが三〇人の定員なんですけれども、この定員を超える大変厳しい日が続いております。「中央児童相談所ができた当時は本当に一時保護をするような子どももつていうのは、まあ一〇人ぐらいだったかなあ」、というふうに当時の担当者は言っているんですけれども、今は、本当に多いときは四〇人ぐらいいってしまう、ということで大変厳しい状況になっている、ということが言えると思います。

もちろん、一時保護をする子どもというのは、必ずしも虐待の子だけではありません。いろいろな事情で預からざるをえ

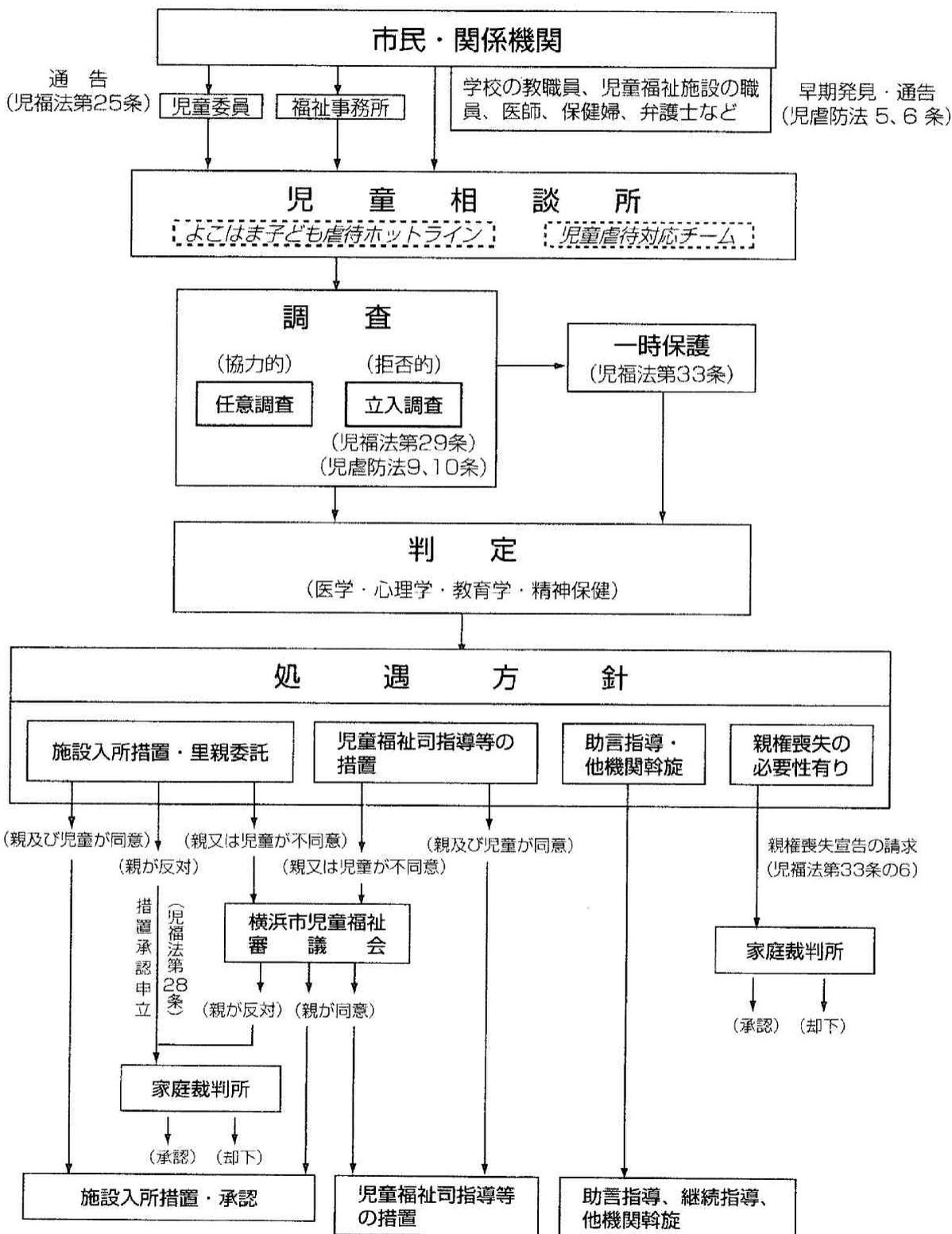
ないお子さんもいます。たとえばお産で入院する場合も、普通ですと里帰りして、ということがあるんですけども、今は家族関係も非常に複雑になっていますので、誰も見てもらえない人がいない、というようなご家庭も結構あるんですね。お母さんが一人で子どもを育てていて、次の子どもを産むときにも誰にも見てもらえない。お金もそんなにあるわけではない。こういう方が一時保護所を利用されたりしますので、虐待だけではないんですけれど、いろいろなそれぞれの事情の中に入ってこられる、こんなことがございます。

今申し上げましたようにそんな取り組みをしているんですが、もっと具体的に、どんなふう動いているのか、というのを、お手元の資料二ということで「虐待対応のフロー図」というものを付けておきましたのでご覧をいただけますでしょうか。

虐待問題っていうのはなかなか対応が難しくてですね、確かに虐待している、じゃあ早く親から離して子どもを連れてきちゃえばいいか、と言うと、そういう簡単なものではないんですね。子どもというのはやはり親のことを好きで、どんなに虐待されていても、お母さんのところにいたい、そんな気持ちを持っていますし、将来的にずっと親子別々に過ごしていくかという、決してそうではありませんので、やはりいつかはお母さんお父さんのところに返していく。そういうことを前提にしながら、今、緊急的な対応をどうしていったらいいか、ということになりますので、非常に慎重に取り組んでいかなければならないわけです。

ですから手続的にもいろいろな形を踏みながら動いていきます。このフローで見ていただきますと、上から二つ目くらいの柱に児童相談所というところがあります。この児童相談所の中に、今申し上げました虐待ホットラインとか、虐待対応チームもいるんですけど、もちろんこれだけでなくて、児童相談所全体でさまざまな相談をお受けするようになっていきます。市民の方だとか、いろんな機関からご通報いただいたりご相談をいただいたり、ということになります。特に先日、児童虐待

## 児童相談所における児童虐待対応フロー図



待の防止に関する法律ができてきて、その中で、学校の先生だとか児童養護施設だとか、それからお医者さんとか保健婦さんなんかは虐待を早期に発見しなきゃいけないような——職務柄、発見しやすい立場にいますから——早く発見しなさい、というふうなことがある程度義務づけられたような形になりまして、そういう方々からも積極的にご相談・通報いただくようになっております。

児童相談所の方に通報等をいただきますと、まず調査に入ります。調査に入りますと、協力的な場合と拒否的な場合がありますけれど、協力的な場合は非常に少ないんです。どちらかと言えば拒否的です。まずお尋ねするわけですね、お宅に訪問して、いかがでしょうか、っていうふうに訊くんですけれども、まず中へは入れていただけない。子どもさんも見せていただけない。うちはそんなことをしてません、そういうことでまず拒否されるのが普通です。そこをなんとか信頼関係を取りながらですね、少しずつ気持ちを開いていって、お話をしていく、こういうやり方をしております。

拒否的で、もう全然ダメだ、ということになりますと、そしてまた子どもさんの状態が非常に心配である場合には、立ち入り調査ができることになっておりますので、そういう方法も採るんですけれども、これはなかなか、大がかりにやらないと結構危険を伴いますので、そうそうしょっちゅうやれるわけではありません。今度の虐待防止法で、警察の協力も得られるということになっておりますので、警察の協力を得たり、それから実際行く前も、相当な体制を慎重に組んでいかないと危ないわけです。たとえば、家の入り口の方から訪ねていく人とか、窓がありますと窓から逃げちゃいけませんから、窓の方から見ていく人だとか、それからいざという時には子どもだけ助け出す人とか、いろんな役割分担を決めます。結構大変なんですけれども、いざというときにはそんなふうにして立ち入り調査をやらなければいけないし、いざというときには子どもを助け出して来なければいけない、こんなようなこともあります。

その結果、子どもが本当に緊急な事態で、命の危険があるとか、子どもを放つてはおけない、このような状態の場合に、

一時保護をいたします。一時保護をして、そのお子さんをこれからどういうふうにしていったらいいか、ということ、「判定」とありますけれども、ここで医学的な面、心理学的な面、教育、それから精神保健的な面、それぞれの専門家が児童相談所におられますので、そこで皆さんで合議をして、この子どもにとって何がいいだろうか、という話し合いをいたします。そしてその結果、処遇方針というのを決めまして、この子はやっぱり親から離して施設に預けた方がいいんじゃないか、あるいは里親さんをお願いをしたらいんじゃないか、というふうに決めたり、児童福祉司というのが児童相談所にいるんですけれども、この人が指導をしながら見守っていてもいいんじゃないか、とか、他の機関にご相談してみようとか、まあそんなこととかがあります。あるいはそのお父さんお母さんは、とてもどうしようもなくってですね、親権の濫用とかも本当に著しい、ひどい行いがある、というような場合には、親権を喪失させるのもやむをえないかな、…ここにデータがありませんけど、このようないろいろな判断に分かれていきます。

それぞれの対応には手続も必要なんです。親御さんにはやはり親権がありますから、その親御さんから子どもさんを引き離していくということは、この中にも法学部の方がいらつしやると思いますが、いろいろな重大な問題をもっておりますので、法律的に慎重な手続がいろいろと必要です。親御さんもそれから子どもさんも施設に入った方がいいと思うと同意されれば比較的手続はスムーズにいくんですけども、そうじゃないという場合には、家庭裁判所に申し立てをしまして、そこでの判断をいただいて、それから施設に入所させていく、こんなふうなことになります。その間にいろいろ処遇の難しい方、それから法律的な判断が難しいとかいろいろありますので、児童相談所には、ご相談できる弁護士さんもお願ひしていますから、その弁護士さんにご相談したり、あるいはここに書いてありますけれども、児童福祉審議会という組織があります。これは第三者的な機関になりますけれども、それぞれの専門家が入っていただいているところですから、ここでもご意見をお聞きするようにしています。毎回、一ケースとか二ケースぐらいですけれども、いろんな事例のご判断をいた

だいております。こんなふうにながら、手続を踏みながら、進めているわけです。

いろいろ虐待がありますけれども、虐待に当たって子どもが考えることは何よりも、子どもにとって辛いのか、非常にしんどい状態なのか、そういうことがポイントですね。親がどう言おうと、親は虐待でないと言ったとしても、あるいは見たいには大したことないように見えていたとしても、やはり子どもの気持ちに立って、子どもの立場に立ってその子どもをどうしたらいいのか、そういう立場で、私どもはこの虐待に対する対応をしています。

今いろいろな形で具体的なフローを示しましたが、この時に子どもが気を付けていることを、少しまとめて申し上げたいと思うんですが、まずやはり、何よりも迅速な対応ということですね。さっきも言いましたように、虐待対応チームが、何かあればすぐに、という体制を取っているんですけど、やはり一刻を争う場合がありますので、迅速な対応、そして子どもの安全確保を優先する、これは何よりも気を付けていることです。

二点目には組織的な対応ということですね。出かける時も一人では行きません。必ず二人で行きます。そして、保護して来たあと、その子どもの処遇をどうするか、ということも、児童相談所の中のそれぞれの立場の人が集まって議論をして組織的に決めますし、それからまた、この人は地域で、保健所などが関わりながらやっていった方がいいかな、ということもありますから、そういう場合には保健所と連携をしていくとか、あるいは地域におられる民生委員・児童委員の方にお話をし、少しこまめに様子を見ていただけませんか、とお願いをしたり、そういった組織的な対応ということも非常に大事なところですね。

それから、基本的にカウンセリング・マインドと言いますが、あるいは相手の立場に立って、ということが非常に重要だと思います。先程大関さんからお話にもありましたように、やはり相談を受ける立場の人は、結果的に相手を傷つけてしまっているということは、これはあってはいけません。それでもままだるんですね。相談を受けている人はよかれ

と思つて言っているんでしようけれども、時によってはその言葉の一つが、相手を非常に深く傷つけてしまうことがありますので、この辺の対応というのは非常に慎重にしなければいけない、というところがあります。とは言つても、一人ひとり生身の人間ですので、なかなか十分ではないこともあつて、本当に私どもも反省しなければいけないことは多々あるんですけれども、基本的にはやはり、相手の気持ちに立つて、ということを重視していかなければいけない、と思つています。

虐待の場合にも、虐待をしたということをお母さんは、あんまりありません。素直に、私虐待しまして悪かった、なんとかしなきゃいけない、と思うような人、この方は非常に軽いですね。予後もいいんです。けれど、やったことも認めませんし、殴つたということも認めませんし、当然虐待だなんてことも認めない、こういう方が、私どもの横浜市の一・二年度の統計の中で言いましたも、一四・三パーセントぐらいの方は、認めません。それから、やった、殴つたということとは認めますけれども、なんだかんだ言い逃れをして、それを虐待だとは認めない方が七・六パーセントぐらい。それからやったことは認めるんだけど、これはしつげなんだ、と言つて虐待を認めない方が九・七パーセントで、合わせますと大体この三つで三二・六パーセント、三分の一ぐらいがこういう感じですね。虐待を認めない、つていうことが三二パーセント以上あります。後はかなり、分からない、という感じの方がありますので、この三割ぐらい、というのはかなり大きな数字です。

ですから親御さんの扱いというのは、非常に難しいです。わるい場合には子どもを取り上げてくるわけですね。児童相談所としては子どもを取り上げてくるという気持ちはなく、子どもをとにかく保護してくるんですけれども、親から見れば子どもを取り上げていった、こういう意識ですから、非常に被害者意識だけ持つてますから、不信感の塊になっちゃうわけです。ですから児童相談所が来て話をしないと、さつきも言いましたように、なかなか親が施設に入ることや承しないので、家庭裁判所なんか申し立てをしたりするわけですけど、家庭裁判所もやはり調査をしなければいけません。調査

員が行って親御さんから聞き取りをしてやるんですけれども、そういう調査員の調査にも応じないとかですね、文書を送ってもそれはみんな見ないとかですね、そういう形でなかなか協力を得られない、そんな親御さんが大変多いわけですけど、でもやはりこれはかなり治療的に取り組んでいかなければいけない、ということがあります。

虐待対応チームというのを作ったと申し上げましたけど、この虐待対応チームというのは、その事件が起きているときに行つて、ある意味では子どもを取り上げてしまふ立場の人ですね。その人が今度お父さんお母さんのところに行つていろいろご相談に乗りましょう、と言つても、なかなかすんなり入つてこない、つていうのがありますから、今後ご相談に行くときは違うグループの人たちが行くわけです。ですから取り上げてきちやうグループですね、それから逆に、ご相談に乗りましょうというグループを別に分ける、そういうふうな対応を、今はしています。そうやって気長に対応していく、そういうことです。できるだけ親御さんに対しても援助をしていこう、という気持ちでやっているのが、私どもなりの一つの方針です。ある程度親御さん自身が、自分でも悩んでいて、なんとか虐待から立ち直りたい、そういう思いの方もたくさんいらっしゃいますので、一三年度から始めたんですけど、医療機関に委託をしまして、カウンセリングを受けていただく、これは市の方で予算を持つて、どこどこのお医者さんに行つてカウンセリングを受けて下さい、そういうことで行つていただいている、そういうふうなケースもできるようになりました。できるだけ治療的なことが必要な方は、そういうふうにつけていきたい、そんなふうを考えています。

さつきも言いましたように、子どもさんを取り上げてしまえばそれで済むというものではないですね。できれば早くお父さんお母さんの所に戻つて、いい関係で家族が暮らしていただきたい、と望んでおりますので一生懸命働きかけをしてはいるんですけど、現実なかなか厳しくてですね、一度養護施設の方に入所いたしますと、そこで高等学校を卒業するまでずっと施設で暮らすということが、だんだん増えています。以前はもう少し早い時期に家族からの引き取りがあつて

戻れたことも結構あったようなんですけど、戻れなくなっている、そういうことが多くなっています。

昔は、児童養護施設に入っている、というとお父さんお母さんがいないお子さん、というイメージだったかと思いますが、けれど、今、児童養護施設に入っているお子さんのほとんどは親御さんがいらつしやるんですね。親御さんがいらつしやるんだけれども一緒に住むことができない、そんな状態になっています。せめて夏休みとかそれからお正月などには自宅に帰してあげたい、と思っっているんですけども、そういう時期ですら、なかなか帰れない。お正月なんかやはりずっと施設で過ごしてしまう、そういうお子さんも今は多いですね。

家族の元に帰してあげたい、というのはあるんですけども、そういう親と子の結びつきを深めていくだけのプログラムがきちんとできていない、というのもあるんですけども、難しさを感じています。横浜というのは非常に大都市でして、就学前の、学校へ行く前のお子さんだけでも二〇万人います。二〇万人のお子さんを、三つの児童相談所がいくら目を光らせていても、到底どうしようもない、そういう数字なわけです。私もは、何よりも地域の方がしつかり見守っていただけたことが重要だと思っんですけども、今のよう非常に都市化した横浜の状況の中では、地域関係が非常に希薄でして、なかなかそういうふうに地域が支え合うということが難しくなっております。ただ私どもとしては、やはり地域の民生委員・児童委員さん、それから地域の保育所、幼稚園といった所に積極的に働きかける中で、なんとか地域で見守っていただけないだろうか、そんなふうなお願いをしながら、お母さんお父さんを孤立させない取り組みもしていきたいな、と思っるところです。

最後になりますけれども、横浜市の今後の展望としては、今の事態を少しでもなんとか打開していく意味で、児童相談所をもう一カ所増設したいと考えております。現在横浜市では「ゆめはま」の新しい五カ年計画を作っておりますけれども、その中にもう一カ所作るということ案として盛り込ませていただいておりますので、そういう中でまた一つ、児童の新しい

い展開を考えていきたい、そんなふうを考えているところでもあります。ちょっと時間を過ぎてしまいましたて申し訳ありません。ありがとうございます。

**司会** どうもありがとうございます。横浜市取り組みであるとか、あるいはどんな気持ちで取り組んでらっしゃるのかについて、とても分かりやすくお話いただきました。今の合田さんのお話で子どもの立場、子どもにとって辛いのか、というような視点を大切にしながら虐待の問題に取り組んでらっしゃるということでしたが、子どもの最善の利益というのを、こういう問題に取り組むに当たって重視されているということだと思います。

子どもの最善の利益といえは、これを法の中に明確に取り込んだのが、子どもの権利条約なんですから、この条約について、日本で最も詳しい専門家の人である平野さんから次にお話をうかがいたいと思います。国際的な基準と自治体の関わり合いなどについてお話をいただければと思います。ではお願いします。

**平野** ご紹介いただきました平野です。私の方から、今日、四種類の資料をお配りしております。それを参照しながらお話をしていきたいと思います。一つは①「子どもの権利条約の構造」という資料です。皆さん子どもの権利条約について承知だと思えますけれど、一九八九年に国連で採択されて、一九九四年には日本も批准をした——要するに子どもの権利条約を守りますと国際的に宣言した——条約です。非常に詳しい、豊富な内容を持った条約ですので、その中身がどういう構造になっているかということについて、ここで図として示しておきました。それからもう一つ、②「子どもの権利条約の特徴」ということで、英語がいくつか並んだ資料があります。それから③「子どもの権利条約を実施する主要なアクター」ということで菱形の図形が描いてあるものがあります。これは、子どもの権利条約を日本の中で実現していくにあたって誰がどういう役割を果たすことが期待されているかということを説明したものです。それから最後の資料といたしまして、④『月刊社会民主』という社会民主党の機関誌に書いた原稿ですけども、「デイスエンパワーメントの時代」という、こ

の間の日本政府による子どもの権利条約実施のための取り組みを簡単に振り返った原稿があります。以上の資料に基づきながらお話を進めていきたいと思えます。

まず最初に子どもの権利条約の中身ですけれども、これは全部で五四条あります。実体規定と呼ばれる、具体的な子どもの権利を保障した条項だけでも四一条ありますので、それを一つひとつ説明することはここではいたしません。資料①にそれぞれの条文の見出しだけ掲げておきました。これは、子どもの権利委員会という、各国で子どもの権利条約をどういう形で実施しているかというのを監視する委員会が作ったガイドラインです。子どもの権利条約の各条項を分野別に分けて、たとえば「市民的権利および自由」でありますとか、今日のテーマに特に関わりが深いのは「家庭環境および代替的養護」ですけれども、そういう形で分野別に分けて整理をしたものです。それを私の方でこういう形でチャートにしました。

真ん中のところに「一般原則」というのがあります。これは非常に重要ですのでここだけご説明をしておきます。これは子どもの権利委員会が定めた一般原則ですけれども、条約のそれぞれの条項を実施していく上で常に参照しなければならない四つの原則ということで掲げられています。さまざまな権利を保障し、他のさまざまな条項を実施していく上で、常にこの一般原則というのを頭に入れておかなければならないということです。ですからチャートでは真ん中に、全体を貫く形で掲げておきます。

一つは「差別の禁止」です。これは条約の二条に書いてあります。子どもの権利条約上の全ての権利があらゆる差別なく子どもに保障されなければならないという原則です。

それからもうひとつ、先程も司会の阿部さんからお話がありましたけれども、「子どもの最善の利益の原則」というのがあります。これは子どもの権利条約の三条で定められているものです。子どもに関するあらゆる行動を取る時に子どもの最善の利益が第一義的に考慮されなければならない、そういう趣旨の規定です。すなわち、子どもに影響を与える何かをする

時、子どもに関わる何かをする時には常に子どもの最善の利益、子どもにとって何が一番いいのかということ、まず最初に考えなければならないということです。

今合田さんの方から児童虐待を巡る取り組みについてお話がありましたけれども、その中でもたとえば子どもを保護するときに親と分離をどうか考える場合に、やはり子どもの最善の利益がまず検討されなければならないということです。親権のような親の利益もありますけれども、同時に子どもには虐待から保護されるという権利と利益があるわけです。このようにお互いの利益が対立するときに、常に子どもの利益というのを優先しなければならないということではないんですけれども、まず最初に子どもの利益というものを優先的に考え、その上でその子どもの利益を守ることが必要であると考えられた場合には、たとえば虐待の場合であれば親と引き離して保護をする、そういう形で子どもの最善の利益の原則というのが適用されています。

これは個別の事件だけではなくて、たとえば自治体で政策を決めるとき、あるいは自治体の予算を決めるときにも、やはりその政策や予算が子どもに対してどういう影響を与えるかということがまず考えられなければならない。その場合、子どもの利益が常に優先されなければならないというわけではありませんけれども、手続の中できちんと子どもの最善の利益を考えなければならないという、そういう原則です。それが条約の三条で定められております。

それからもう一つは、六条で規定されているものですけれども、「生命・生存・発達への権利」というものがあります。この点についてはまた後で少しお話をします。

それから一般原則の最後ですけれども、一二条で、「子どもの意見の尊重の原則」というものが定められています。子どもの権利条約一二条と言いますと、皆さんは「意見表明権」ということで理解をされていることが多いのではないかと思います。子どもは自分の関わる全ての事柄について自由に自分の意見を表明する権利を有するという規定です。ただそれだけで

はなくて、さらにそれに続いて、そこで子どもが表明した意見が正当に尊重されなければならないという規定が、一二条の一項後段に書かれています。日本ではその前半の方を取りまして、一般的には「意見表明権」というふうに呼ばれています。もちろんそれも間違いではないわけですけれども、国際的には、たとえば子どもの権利委員会では、その後ろの方、子どもの意見が正当に尊重されなければならないという部分を取って、「子どもの意見の尊重の原則」というふうに呼んでいます。

子どもの意見を「尊重する」ということですが、これは子どもの最善の利益の場合と同じように、子どもの意見を常に受け入れなければならないというわけではありません。いつも子どもの意見のとおりにしなければならないというわけではないわけです。この点について日本では非常に誤解が蔓延しております。一二条に書かれているような権利を保障すると何でも子どもの言うとおりにしなければならぬ、そうなるかたとえば学校なんか滅茶苦茶になってしまうのではないかと、そういう疑心暗鬼ともいえるべき懸念がかなり蔓延しておりますけれども、一二条の求めているのはそういうことではありません。あくまでも「正当」に尊重するということですので、常に子どもの意見を受け入れなければならないというわけではない。

では正当に尊重するとはどういうことかといいますと、たとえばその子どもの意見を受け入れない場合に、なぜその意見を受け入れることができないのか、あるいはもったこうした方がむしろ望ましいのではないか、そういうことをきちんと説明することです。子どもの意見を受け入れることができない場合にも、受け入れられない理由などをきちんと子どもに説明して納得してもらおう、そういうプロセスを踏む必要があるということです。ですのでこの一二条というのは、いわば大人に応答責任といえますか、説明責任を課したものであるというふうに理解していいのではないかと思います。要するに、大人と子どもがきちんと対話をしていきたいと思いますようにということですね。

対話については後でご説明をする②「子どもの権利条約の特徴」という資料の中にも一つ項目として挙げておきました

けれども、今まで子どもと大人の対話というのが十分になされてこなかったのではないかという印象を強く抱いています。校則の問題などにしても、なぜある規則を守らねばならないのかというときに、「校則に書いてあるからだ」と言ってしまう。たとえばそこで話が終わってしまうわけです。たとえば生徒の方が「この校則はおかしいんじゃないか」と論理的に質問をしても、「とにかく校則に書いてあることは守らなければならないだ」ということで、コミュニケーションがそこでスッパリと切断されてしまう。あるいは君が代・日の丸の問題でもそうですけれども、国旗・国歌を卒業式あるいは入学式でやらなければならない。なぜやらなければならないのかは、「学習指導要領に書いてあるから守らなければならないだ」とも、うそこで終わってしまうわけです。たとえば生徒・児童の側から、式をどのようにやりたい、あるいは日の丸・君が代というのは式には必要ないんじゃないかという問題提起があっても、「学習指導要領に書いてあるからやらなければならないだ」ということで終わってしまうわけです。

そういう形で、子どもたちの意見表明権というのがかなり激しい形で踏みにじられてきた。国立市（東京都）の方などは、日の丸問題をきっかけとして小学校に右翼が街宣をかけるという、子どもたちが生命の危険を感じるまでの攻撃というのが行われておりました。そういう形で、対話というものが今まできちんと行われてこなかったという問題があるのではないかと思います。そういう意味でも、この子どもの権利条約で子どもの意見の尊重の原則が一般原則として掲げられた。条約の他の条項を実施していく上で、常に子どもの意見を正當に尊重しなければならないということが打ち出されたということに非常に重要な意義があると思いますし、今後も子どもの権利条約を実施していく上で、この一二条の重要性というのがあります。高まっていくのではないかと思っています。あとの具体的な規定につきましては、また子どもの権利条約の条文そのものをご参照いただければと思います。

それでは全体的に、子どもの権利条約の特徴とは何なのかという点にお話を移したいと思います。一般的に子どもの権利

条約の特徴として「3Pの原則」、あるいは「3P+Dの原則」ということがしばしば言われます。3Pといえますのは、②「子どもの権利条約の特徴」という資料に書かれました、上の方の三つですね。protectionは「保護」ですね、それからprovision（供給）、これは子どもが必要とするものをきちんと提供していくということですね。それからparticipation（参加）ですね、子どもが学校とか社会とか家庭とか、そういうさまざまな場で参加をしていく権利が保障されている。この三つが3Pと呼ばれております。それに加えてdevelopment（発達）、これは子どもの権利条約の六条等で保障されている権利ですけれども、子どもの成長・発達も子どもの権利条約の特徴であるということ、この「3P+D」ということで条約の特徴を説明することが一般的に行われてきました。

それに対して、「四つのP」と言う人もおります。それはprotectionの上にありますprevention（防止）を加えたものです。何か起こってから対応するのでは遅い、虐待についてもそうですけれども、さまざまな問題が生じる前にそれを防ぐことをまず考えなければならぬのではないかと。子どもの権利条約の普及を向上していくことが、虐待とか少年非行・犯罪とか、子どもの権利に関わるさまざまな問題を防止していくことにつながっていくのである。そういうことで、preventionというのを加えて「四つのP」というふうに説明をする人もおります。それに加えて、私の方でいろいろと、その他にもこういうのを挙げていいのではないかと付け加えていったのが、この資料②です。

今日は主に虐待の話が中心になっておりますので、protection（保護）という点から子どもに対する暴力について、今世界でどういう議論が行われているかという話を少ししたいと思います。子どもに対する暴力の問題というのは、先程お話をしました国連・子どもの権利委員会でも非常に重視をされております。

この間の国際的な動きの中でも、子どもに対するさまざまな暴力の問題にかなり焦点が当てられてきました。たとえばチャイルドソルジャー、子ども兵士の問題が一つ挙げられます。大体世界で三〇万人が子ども兵士として利用されていると言

われております。政府軍が子どもを兵士として利用しているというケースもありますし、あるいは政府と対立している、政府ではない武装勢力の方が子どもを利用しているという例もあります。内戦等が起こっている国では、そのどちらの側でも子どもが兵士として利用されていることが少なくありません。武力紛争の中では、兵士として利用されるという以外にも、さまざまな形での、直接間接の暴力に子どもたちは晒されています。

また昨年の一二月に「子どもの商業的性的搾取に反対する第二回世界会議」が横浜で開催されましたけれども、そういう性的搾取・性的虐待の問題にも非常に関心が集まってきました。それから働く子どもの問題、児童労働の問題にも世界的に非常に関心が集まってきました。一九九九年には、ILO（国際労働機関）で児童労働に関する新しい条約も採択されています。これは「最悪の形態の児童労働」と呼ばれるものについての条約で、児童労働の中でもとりわけ子どもにとって危険である、有害である、そういった形態の労働をまず優先的に廃止をしていこうという趣旨の条約です。

こういう形で、子どもに対する暴力の問題にさまざまな場で国際的に焦点が当てられてきました。国連・子どもの権利委員会も、子どもに対する暴力の問題に、この間非常に注意を払ってきています。子どもの権利委員会は、子どもの権利条約を解釈する中で、子どもに対するあらゆる暴力が禁止されなければならないと、この間さまざまな国に対して勧告をしてきました。

それでは、実際に子どもに対するあらゆる形態の暴力を禁止している国がどのくらいあるか。学校における体罰、あるいは児童福祉施設のようなところにおける体罰については、禁止をしている国は非常にたくさんあります。ただ、親による体罰を全面禁止している国がどのくらいあるかという点、これは今のところ一〇カ国ぐらいしかありません。それ以外のほとんどの国では、もちろん虐待に相当するような、子どもを身体的・精神的に傷つけたりする行為については当然禁止をしておりますし、場合によっては刑事的な対応が行われることもありますけれども、それ以外の、いわばしつけとしての体罰――

先程「これはしつげなんだ」と言い張る親御さんもいるというお話がありましたけれども——を容認している国はまだ圧倒的多数にのびります。日本もそうですね。二〇〇〇年五月に成立した児童虐待防止法の中でも、親による体罰そのものは禁じられておりません。「児童の親権を行う者は、児童のしつげに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」という規定（一四条一項）は設けられておりますけれども、親による体罰そのものが禁止をされているわけではありません。

他方、今のところ一〇カ国では親によるものも含めた体罰が禁じられております。一番最初にそういう規定を導入した国はスウェーデンです。スウェーデンでは一九七九年に法律が改正されて、「子どもは体罰または他のいかなる屈辱的な扱いも受けない」という規定が設けられております。スウェーデンでこういう規定が設けられるようになったきっかけですが、これも、これはそれから遡ること八年前の一九七一年に、四歳の女の子が義理の父親に殴り殺されたという事件がありました。その事件をきっかけにして世論がかなり盛り上がりまして、検討を続けた結果、「親が言葉で子どもたちを納得させられないのであれば、暴力で納得させることなど尚更できる筈がない」という理由で、子どもに対する親による体罰を全面禁止する規定を導入しました。それが世界で一番最初に子どもに対する体罰を全面禁止した例です。

それ以降、さまざまな国が同じような規定を導入しています。たとえばフィンランドでは、一九八三年に親による体罰を全面禁止する規定が導入されております。デンマークでも一九八七年に、親による体罰がはっきりと禁じられました。一九八五年に、「身体的・心理的暴力から子どもを保護する義務が親にある」という規定が設けられたんですけれども、その規定では、親自身がしつげとして体罰を振るうことが禁じられているのかどうかははっきりしなかったわけです。その曖昧さをなくすために一九八七年に改めて法律が改正されて、「子どもは体罰またはその他の品位を傷つける取り扱いの対象とされてはならない」という規定が設けられております。このほかに同様の規定を設けた国としては、たとえばノルウェーがあります。それからオーストリアとドイツでも体罰が全面禁止をされております。いちいち全部の国を挙げてはいきませ

んけれども、子どもに対する体罰を、親によるものも含めて全面禁止をする国が少しずつ増えているということです。

イギリスでも、親による体罰を禁止するかどうかという議論はずっと行われてきております。イギリスでは、政府がプライベートな領域に踏み込むことに対する拒否感がかなり強いんですね。ただ、イギリスを含むヨーロッパの国の場合はヨーロッパ人権条約というのがあります。ヨーロッパ人権裁判所という機関が活動しております。これは子どもの権利条約とは別のシステムに基いた、ヨーロッパで成立しているシステムなんですけれども、そのヨーロッパ人権裁判所で、イギリスで子どもに対する体罰が認められていることについて、ヨーロッパ人権条約違反ではないかという判決が出ました。ヨーロッパ人権裁判所の判決は守らなければいけないものですので、何らかの対応を迫られ、今イギリスで体罰を全面禁止すべきかどうかという点について議論が行われております。イギリス政府はなんとか抜け道を探そうとしているみたいですが、NGOの方では体罰の全面禁止に向けてかなり活発なキャンペーンが行われております。イギリスは元々「連合王国」で、イングランド、ウェールズ、北アイルランド、スコットランドとありますが、北アイルランドとスコットランドでは親による体罰を禁止する方向での検討が進められているということです。

そういう形で世界的に活発な議論が行われております。「子どものあらゆる体罰を終わらせるためのグローバル・イニシアチブ」というNGOのキャンペーンも今国際的に進められております。

ただ、親による体罰を禁止したと言っても、子どもをちよつと叩いた親が片っ端から逮捕されて刑務所へ連れていかれるかという点、そうではないんですね。親による体罰を全面禁止した国々でも、それに対する処罰というのは、基本的にその法律の中では設けておりません。処罰という点での対応は、児童福祉法のような法律であるとか、あるいはかなり犯罪性が高い場合には刑法であるとか、それぞれ別の法律で対応が行われるということになります。

親を処罰する云々というよりも、子どもに対する見方を変えるということにこれら法の改正の主眼はあります。やはり

子どもも人間としての尊厳を尊重されなければならない、人格を尊重されなければならない、従って親が子どもを叩くのは、たとえば男性が女性を叩くのと同じようによくないことであるという、いわば教育目的、啓発目的でこの間法改正が行われてきています。子どもを叩いてはいけないんだ、子どもにも暴力を振るうことはどんな場合にも許されないんだ、ということ

を法律で明らかにする、そのことによって子どもに対する見方を変えていくことが重要であるという趣旨です。

こうした法改正が行われた国、たとえばスウェーデンでは、法改正以降、法改正の影響がどうであったかということについてさまざまな調査等も行われておりますけれども、虐待というのはかなり減っています。法改正の直接の影響かどうかは分かりません。スウェーデンの場合は福祉がかなり進んでいることもあって、地域的なサポート体制も整っているという要因もありますけれども、虐待というのはかなり減ってきている。ですので、法律を改正する当時には、しつけとしての体罰も禁止してしまうことに対する疑問点もかなりあったようですね。法改正をして以降は、世論調査等々を見ると八割ぐらいの人が体罰禁止規定に賛成である。そういうふうにならざるを得ないという報告が行われてきております。

それでは、改めて子どもの権利条約の特徴についてお話をしたいと思います。今四つのPについてまでお話をしましたけれども、防止というのをきちんと進めていくためには、もう一つのPというのが非常に重要ではないか、それはパートナーシップ（partnership）ということですね。これは、非常にさまざまなパートナーシップを考えることができます。たとえば家庭の中のパートナーシップというのがありますね。これは親子のパートナーシップもありますし、夫婦のパートナーシップもあります。子どもの権利条約一八条でも、子育てに対して男女が平等に責任を負っているという規定が置かれておりますけれども、そういう夫婦各人のパートナーシップというのも考えられます。それから子どもを取り巻くさまざまな大人、あるいは子どもを取り巻くさまざまな機関のパートナーシップというのがあります。

そして、やはり子どもの権利条約という面から一番重要なのは、「子どもと大人のパートナーシップ」ではないかと思われれます。子どもと大人というのは、大人が子どもを指導するという考え方に立つのではなくて、共に対等のパートナーとして社会を構成しているんだ、社会を変えていく上でもそういうパートナーシップに基いて大人と子どもが共に取り組んでいくことが重要である、それを子どもの権利条約の非常に重要な精神の一つに挙げていいのではないかと考えております。そういうパートナーシップを構築していくことが、他のさまざまな問題を防止をしていくことにもつながる、そして子どもを十分保護していくことにもつながる、そう考えていいのではないかと思えます。

こういったパートナーシップという考え方の重要性とは、子どもの権利条約以外の国連文書でも強調されています。とりわけ一九九〇年、子どもの権利条約が採択された翌年にできた「少年非行の防止のための国連指針」——リヤド・ガイドラインというふう一般的には呼ばれておりますけれども——の中で、子どもや若者が対等なパートナーとして取り扱われなければならぬと非常に強調されています。これは少年非行の防止を直接の目的にした文書ですけれども、少年非行・犯罪を防止していくためには、子どもたち、若者たちが社会の中で建設的な役割を果たしていけるようにすることが重要である。言い換えれば、社会の中に子どもや若者が居場所を見つける、自分が社会の中で役に立つことができるんだという感覚を抱けるようにしていく、それこそが長期的には少年非行や犯罪を防止していくことにつながるというのである。そういう考え方に基いてリヤド・ガイドラインというものが作成されております。その他にも、たとえば教育課程に参加する権利であるとか、青少年のためのサービスを作るときには企画立案や運営に若者が参加できるようにしなければならないとか、そういう子どもも参加・若者参加の重要性というのがかなり強調されております。リヤド・ガイドラインにつきましては、『少年司法における子どもの権利』（国連ウィーン事務所著・平野裕一訳、現代人文社・二〇〇一年）という、国連の方で作成したマニュアルの中に全文収録されておりますので、また後でご覧いただければと思います。

そういうパートナーシップを築いていく上で前提としなければならぬ要素というのを資料②の下にいくつか挙げておきました。development(発達)の下の二つのDとして、まず diversity(多様性)があります。これは、子どもは一人ひとり違う存在なんだ、その違いを尊重しながら取り組んでいく、そういうことが必要だという趣旨。考え方の違いもありますし、言葉の違い、民族の違い、あるいは障害を持っているか持っていないかの違い、そういうさまざまな多様性を念頭に置いた上で子どもたちと付き合っていかなければならない。大人というのは子どもというのをつい集団で語ってしまいがちになってしまう。子どもはこうだと決めつけて考えてしまいがちですけども、子どもも大人と同様に一人ひとり違うという、そういう多様性・個別性を念頭に置いて取り組んでいかなければならない。そのことを強調していいのではないかと思います。それからその次のDは dialogue(対話)の重要性。先程子どもの意見の尊重の原則についてお話をしたときに、対話の精神ということに関しては申し上げました。

それからやはり民主主義、democracyの精神も重要であろう。いろんなことをみんなで話し合いをしながら決めていくということも、子どもの権利条約の特徴として挙げていいのではないかと思います。これまで民主主義というのは大人によって構成されていた。一番最初は女性すらもそこから排除されていたわけです。女性参政権というのが認められるようになったのはようやく二〇世紀に入ってからのものでありますので、最初は、大人の男性の、なおかつお金を持っている人々という、非常に限られた範囲での民主主義でしかなかったわけです。その民主主義の中に女性が入り、それから子どもが入り、という形で民主主義が広がってきた。それを象徴するものの一つがこの権利条約であると言っているのではないかと思います。

それからその次の二つのE、これも非常に重要なのではないかと思っています。ひとつは empowerment(エンパワーメント)です。これは大変あちこちで用いられている言葉ですけども、それぞれの人にはもともと力が備わっているのでは

って、その力を引き出して十分に発揮していけるようにすることを一般にエンパワーメントと言っております。ですからこれは、単に力をつけてあげるということではなくて、そもそも人はその中に大きな力、可能性を持っている、それを十分に発揮できるようにすることがエンパワーメントだと理解されております。『千と千尋の神隠し』という映画がありますけれども、その監督の宮崎駿さんのインタビューをこのあいだ読みましたところ、『千と千尋の神隠し』というのは成長の物語ではなく、眠っている力が目覚めていく物語なんだというお話をしておりました。ここで宮崎駿監督が言っていることは、まさにエンパワーメントという言葉の精神を的確に表したお話ではないかと思えます。

それからもう一つは education (教育) ですね。これは子どもに対する教育だけではなく、たとえば大人に対して子どもの権利条約の内容とか精神等々を知らせていくことも含めて教育と呼んでいます。その教育そのものもエンパワーメントを指して行われなければなりません。その意味で、empowerment と education、この二つの意義は一体であるところを理解ください。

この点は、子どもの権利委員会も強調しています。子どもの権利委員会は、子どもの権利条約のそれぞれの規定の解釈を詳しく展開した「一般的意見」というものを採択できることになっておりました、昨年の一月に最初の一般的意見を採択いたしました。その最初の一般的意見のテーマが、教育の目的（子どもの権利条約一九条一項）です。その教育の目的についての一般的意見の中で、やはり子どもの教育というのは子どものエンパワーメントを目標としなければならない。子どものスキルや学習能力その他の能力、人間としての尊厳、自尊心、自信を発達させることによって、子どもをエンパワーすることに教育の目的は置かれなければならない。そのためにさまざまなライフスキル、生きていく上で必要とされるライフスキルをきちんと子どもたちに伝えていくこと、それから学校も含めて子どもたちの参加を進めていくことが重要である、と子どもの権利委員会は強調しております。これもやはり子どもの権利条約の、非常に重要な特徴として強調していく必要があるのではないかと思っております。

それから最後に二つのCということで、cooperation（協力）というのを挙げております。これはパートナーシップとも共通しますけれども、子どもを取り巻くさまざまな問題に取り組んでいくに当たってはさまざまな人が協力をしなければいけないということ。それから comprehensiveness（包括性）ですけれども、一つひとつの問題にバラバラに取り組んでいくのではなくて、子どもの権利を総合的に保障することを通じて、問題を総合的に捉え、解決をしていく、そういうことが必要なのではないかと考えております。以上が、子どもの権利条約の特徴として非常に重要なのではないかと私が考えるものです。

それでは、こういった子どもの権利条約の精神が、この間どのくらい実現されてきたかということですが、その点について振り返ったのがこの「デイスエンパワメントの時代に」という原稿です。詳しくはこれを後でゆつくりお読みいただければと思いますけれども、子どもの権利条約で強調されているエンパワメントの精神とは裏腹に、むしろその逆、デイスエンパワメントがこの間強められてきたのではないかという思いを強く抱いています。

そのデイスエンパワメントとはどういうことか。エンパワメントというのは、先程来ご紹介しておりますとおり、人が本来持っている力を引き出そうとすることですけれども、その逆に、責任をたとえば親とか子どもや教師に押し付け、外部から強制的に関与をしていくことで、それぞれが持っている力がかえって削り取られていつていないかという思いを強く感じております。お互いにどこに問題があるのかを話し合つて、その問題を解決するためにそれぞれが何をできるかという、そういうエンパワメントと協力の精神に基いて問題を解決しようとするのではなく、責任の転嫁をする、非難をしあう、そして対応については他人任せにするという傾向が非常に強まっているのではないかと。

虐待の問題にしても、もちろん児童虐待防止法が成立して、児童相談所等々が積極的に取り組むようになったのは非常に重要なことだと思います。ただ、それでは児童相談所に親を十分に支援するための資源とか人員が十分に配分されているか

と言うと、なかなかそうなっているとは思えません。増え続けている虐待の通報に対応するだけで精一杯で、フォローアップがなかなか難しい状況になっているのではないかと、先程来のお話もうかがいながら考えておりました。

少年犯罪の問題につきましても、何が少年犯罪を産み出しているのか、何が子どもを非行や犯罪に走らせているのかという点について深く考察をして、お互い協力をしながら非行・少年犯罪を防止していきましようという姿勢にはなっていないわけです。やはり家庭が悪い、それから子どもが悪いということと、とにかく厳しく処罰をしまえ、そういう流れで少年法改正も行われてきました。ですので、お互いに非難しあい、責任を転嫁しあう、どうもそういう傾向が強くなっているのではないかと思います。お互いに支え合う環境というよりも、むしろお互いに傷つけ合う環境になっているのではないかという思いを強く抱いております。

つい最近、その前からも議論になっておりましたけれども、平成二三年の十一月に教育基本法の改正についての諮問というのが、文部科学大臣から中央教育審議会に対して行われておりました。その教育基本法改正の動きというのも、もっと子どもをエンパワーできるような教育にしようという趣旨とは全く逆の方向で議論が進められております。詳しくは申し上げませんが、日本人としての自覚の育成ですとか、家庭教育の充実、すなわち今子どもに関してさまざまな問題が起きているのはやっぱり家庭に原因があるんだ、家庭でしっかりしつけをできるようにしなければならぬ、ということと、教育基本法にもっと家庭の役割について書き込むべきではないかというような議論も行われております。

その議論と言いますのが、先程紹介した子どもの権利委員会の一般的意見と全く逆の方向になっているわけです。中央教育審議会でどういう議論が行われているかということは文部科学省のホームページを見ていただければお分かりいただけますけれども、たとえばどのような資料が配布されているかという点について見ると、外国の動向についての資料は多少配布されているんです。たとえばアメリカとかフランスがどうという教育法を持っているか、教育基本法に相当するような法律と

してどういう法律があるか、それから教育目標をどういう形で定めているか、そういう資料は配布されておりますけれども、子どもの権利条約というのは配布された形跡がありません。それから先程申し上げました子どもの権利委員会の一般的意見も、配布された形跡がない。

このように、子どもの権利条約をほとんど無視するような形で教育基本法改正が議論されようとしております。これは教育基本法改正に止まらず、その他のさまざまな分野でもそうですけれども、とにかく子どもに関して何かをしようというときに、子どもの最善の利益を考慮するどころか、そもそも子どもの権利条約を考慮しない。子どもの権利条約に書かれていることを実施するために何かをしようという発想がほとんどないというのが、非常に問題なのではないかと思っております。

国がそもそもそういう状況ですので、やはり自治体で何をやっていくかというのが非常に重要になってきます。そこで、「子どもの権利条約を実施する主要なアクター」という図をご覧ください。子どもの権利条約の実施に関わるいろいろな主体として、まず子どもが当然挙げられます。それから親・家庭があります。さらにコミュニティ・自治体があり、それから締約国、これは日本の場合には日本政府というふうに考えていただければと思います。その四者が、こういう形で菱形を作って子どもの権利を保障していくということになります。

子どもの権利を保障する上で、やはり一番重要な役割を果たすのは親であり家庭です。その親や家庭を支えていくためには、コミュニティとか自治体の役割というのが非常に重要になる。締約国というのは、若干後ろに引いたような形で、コミュニティ・自治体を通じて子どもの権利を保障する、あるいはコミュニティ・自治体を通じて親とか家庭を支えていく、そういう仕組みになっております。関わりが深い所を太線で示してありますけれども、やはりこの上の方の三角形、子どもと親とコミュニティ・自治体を結ぶ三角形というのが、子どもの権利条約を実施し子どもの権利というものを保障していく上で非常に重要な役割を果たすことになります。そういう意味で、コミュニティのあり方というものも、今後子どもの権利条約

を実施していくという時にきちんと考えていかなければならない。

ただ、よく言われます「地域の教育力を強化しなければならない」ということ、それはそれとして一理あります。けれども一方で、地域というのは子どもの権利を抑圧する機能を果たすこともあります。端的に言いますと、子どもをより監視をする、すなわち子どもの多様性を受け止めて子どもが伸び伸びと暮らせるような地域にしていこう、というのは全く逆のベクトルが働くことも、よくあるわけです。子どもたちが何か問題を起こしているのではないかということ、かえって子どもたちに対する監視とか管理強化につながっていく可能性もありますので、そういう点にも注意をしなければいけないと思います。ただいずれにしましても、やはり子どもの権利を保障していく上でコミュニティの役割というのは欠かせないと考えようかと思えます。

それではそのコミュニティ・自治体で何ができるかというふうに考えたときに、一つは先程申し上げましたパートナーシップというものさまざまレベルで実現をしていくことが挙げられるだろうと思います。虐待の問題については、先程もお話がありましたように、少しずつネットワークとか連絡協議会のような形でさまざまな人たちが協力しあいながら問題を解決しようという、そういう傾向が出てきているのはいいことであろうと思います。

ただそれ以外に、たとえば学校の問題で、教職員だけが取り組んでいくのではなくて学校の中でもっとさまざまなパートナーシップを構築していこうとする、そういう動きというのはまだなかなかありません。学校評議員制度というのができて、保護者や地域住民が学校運営に関与する余地は多少出てきました。しかし、たとえば山下英三郎さんという方がこの十何年か提唱してきているスクール・ソーシャルワークというシステム。これは、学校とか家庭とか地域とか、そういう環境の中で子どもたちは生活しておりますけれども、それぞれの環境に問題がある場合に子どもを巡るさまざまな問題が生じてくる。その環境そのものを変えていくための調整活動をするのがスクール・ソーシャルワーカーと呼ばれる方々であ

りますけれども、そのスクール・ソーシャルワーカーというのはほとんど導入される気配がありません。スクール・カウンセラーというのはかなり導入されるようになりましたけれども、カウンセラーというのは、基本的には子ども個人への対応というのが中心になります。子どもを取り巻くさまざまな環境に対する対応はなかなか難しい。家族療法というような形で家族に対する働きかけは行われることがありますけれども、じゃあスクール・カウンセラーが学校に対して、もっと学校のこういう所を変えた方がよいのではないかということが言えるかということ、なかなかそういうことが言える状況にはない。スクール・カウンセラーが学校運営の中できちんと位置付けられているということ自体がまだ少ないわけです。

そういう形で子ども個人に向くのではなくて、子どもを取り巻くさまざまな環境を変えていくためのソーシャルワーカー的な取り組みがもっと必要だと思っておりますけれども、なかなかそういう方向には進んでおりません。学校がどこかとパートナーシップを結ぶというと、すぐ警察という話になってくるんです。埼玉県で四月から警察OBが学校に入るといふことになっているようですけれども、どうしてもそういう形で、まあOBとはいえ、国家権力を行使する存在である警察にどうしても頼ってしまう。それでは十分にパートナーシップを構築していくことにはなかなかならないのではないかと考えております。

それから自治体が果たしうる役割のもう一つとして、子どもに対する居場所の保障というのがあるのではないかと考えています。子どもが安心して居られる場所ですね。これは、民間の活動はかなり行われてきております。川崎では「たまりば」というのがありますし、その他にもさまざまなフリースペース等々が設けられております。そういう形で子どもたちの居場所を保障しようとする、居場所を作っていく、そういうNGOを支援することも含めて、居場所を作っていくことが非常に重要なのではないかと思います。

この点について、二〇〇〇年の十一月に大阪府の青年政策会議が提言した提案があります。その青年政策会議は二〇代の

メンバーが中心になって構成されているという、行政の審議会などの諮問機関としてはかなり珍しいケースだと思われますけれども、その青年政策会議というのが知事に対して提言したもののの中に、たとえば「二四時間若者が立ち寄れるようなセンターを作るべきである」という、そういう提案もあります。そういうことも考えていく必要があるのではないかと考えています。

とりわけ子どもの保護といった場合、小さな子の場合にはそれなりの対策というのが進んできておりますけれども、思春期の子どもたちに対する施策、そういう子どもたちが安心していられるような場所を作るといふ点では、十分な施策が取られてきていないのではないかと、そういう思春期の子どもたちがいざとなったら避難できるような場所、そういう機能を含めた居場所、外国ではドロップイン・センターというふうに呼ばれることがありますけれども、そういう場所を作っていくということも今後考えなければならぬのではないかなと思っております。

そういう形でパートナーシップを作っていく、それから子どもたちの居場所を作っていくという意味でも、川崎市でできたような子どもの権利条例、子どもの権利について総合的に保障した条例をそれぞれの自治体に合わせて作っていくという取り組みが非常に有意義なのではないか。岐阜県の多治見市等々でも条例策定の議論が進んでおりますけれども、その条例策定の議論を通じて、子どもの権利とは何か、子どもの権利を守るためにどうすればいいか、子どもと大人の関係というのかとあります。横浜市でも、川崎市がお隣であるということもあって、そういう条例作り等々も視野に入れた議論が進んでいけばいいというふうに考えております。

ちょっと長くなつたようですけれども、以上でございます。

**司会** どうもありがとうございます。平野さんのお話は、平野さんらしい、非常に明確なメッセージを伝える話だったと思います。

では早速お三方のお話を受けて、ディスカッションに入りたいと思います。それではどなたでも結構ですが、パネリストお三方の話を受けて、ご質問、あるいはコメントなどございませんでしょうか。

**質問者** 三つ質問があります。

一つ目は、大関さんになのですけれども、先程入院される子どもさん、それから受診される子どもさんの親の問題を話されたと思うんですけども、実際に親へのケア、子どもたちは退院した後、家庭に帰らなければいけないと思うんですが、たとえば子どもたちの治療と併せて親のカウンセリングなどを行っているのかどうか、親のケアがどうなっているのかについて質問をしたいと思います。

二点目、合田さんになのですけれども、合田さんからお話しされた資料の中に、相談経路別件数の推移ということで、児童本人からの相談というのが非常に低い数値だったと思いますけれど、これは子ども自身が何をもちて虐待と言うのか分からないんだとか、自分が実際に虐待されていても、特に相談したいか分からないってことを原因として挙げているんですけども、これに対して、たとえば子どもたち自身が、虐待をされている、何が虐待なのか、ということを見えるような取り組みを横浜市がされているかどうか、それからこちらのチラシにあるような、子ども虐待ホットラインというのができたということですけども、この広報などを子ども向けにどういう工夫をされているか、ということについて質問したいと思います。

三点目、平野さんにですけども、先程大阪府の取り組みなどを教えていただきましたが、実際に、虐待だとかそれから少年非行、子どもに対する暴力への取り組みに関して、世界の取り組みにおいて、子どもたちが参加している具体的な事例

がありましたら教えていただけたら参考になるかな、と思いました。以上三点、お願いいたします。

司会 では大関さんからよろしいですか。

大関 まず親のケアですけれど、これはございます。まずは受け持ち看護婦もいろいろ関わりますけれども、主治医が、大体週一回ぐらい、予定を決めて面談を行います。それ以外には臨床心理士の方からのカウンセリングを受けることもございますし、それから家族の懇談会というのがございまして、家族同士でいろんなお話をすることもございます。ただこの時に特に今までしてきたことがよかつたか、こういうことがいけなかつた、というような関わりではありませんで、このお子さんはこんなふうに接せられるといいと思います、とか、かなりプラスの方向で関わっていることが多いです。

ただ、私たちが思いますのは、親御さんもご自分の意思でこういうカウンセリングを受けたいとか、治療を受けたいっておっしゃる場合は、とても努力もなさいますし効果もあるんですけど、先程合田さんが数値を挙げてくださったように、なかなかご自分のやってらっしゃることが不都合なことだと思われないうちに、たとえばカウンセリング等勧められても、その必要性をあまり納得なさらないことが多いですから、ちよつと本音で申し上げますと、親御さんにエネルギーをかけるよりは、そういう親御さんと出会ってなんとなかなるお子さんの力を付けていこう、というふうに考えています。

時にお子さんにも「親は変わらない、あなたがそういう生活状況の中でも暮らせるように、お洗濯とかお料理だとかいろんなことまでできて、なるべく学校にも行って、自活できる方向にいこう、あなたが生きる力を付けよう」というふうに力を注ぐことが多いです。ただ、決してこれが親御さんのケアをしない、ということではなくて、過剰に親御さんに期待すること、親なんだから、とか、あなたは産んだんでしょ、産んだんだつたら、親なんだからこうするべき、というような「べき」論で、親のあるべき姿ということで私たちが関わってしまう、ということがないように、ということ、大切な要素の面もあるかと思えます。以上です。

司会 今のご質問よろしいですか。

質問者 おっしゃることはすごくよく分かるんですけども、子どもたちにとって見れば、ある意味それは非常に突き放した言い方でもあると思うんですね。そうした場合に、病院ではできないことでも、その他の、たとえば自治体だとか、他の機関が親に対して何かできることが、もし大関さんが思いつく限りでありましたら教えていただけますか。

大関 そうですね、私たちの所からは、あまり直接的にはないですね。ただ、私たちの所に入院してくる段階というのは、ほとんどの場合児童相談所がまず関わってますので、単独で、ということはありません。退院なさってお宅に帰られても、児童相談所と切れることは非常に危険なことです。関わり続けていただきますし、お宅に帰れない場合はいろいろな施設に入られますと、その施設の中でまたケアが続いていきます。

今、ちょっと厳しい：「あなたが生きる力を付けよう」というのは言いますが、それと同時に親御さんへの期待を置いて、お子さん自身は頑張らないで、自分は被害者である、というふうにどうしてもお子さんはなってしまうので、そこをどうやって一緒に生きる力を付けていくか、という所ですから、まず基本的には児童相談所ですとか、いろいろな養護施設とか、そういう所ですながついていただいています。

司会 では合田さん、お待たせしました。

合田 確かに本人からの通報が少ないというのは、やはり五歳未満の小さいお子さんの場合は、なかなかそういうことができない、というのがあります。ですから本人で連絡してこられる場合は小学生以上、大きいお子さんだと思います。今年、さっきご紹介した子ども虐待ホットラインというのを設けたわけですけども、この結果ですね、ちょっとデータが昨年の一二月までのデータなんですけど、一二月末現在で三三六件の相談・通報があったんです。そのうち一二件が子ども本人からでした。そういう意味では増えてきているのかな、というところがあります。

どういふふうに広報をしたのか、ということなんですけれども、学校とか、子どもたちが立ち寄るような場所ですね、そういう所に子ども虐待ホットラインのポスターを作って配りました。本当は子どもたち一人ひとりに、虐待ホットラインに電話してね、というような感じのものを配りたい、ということも検討したんですけども、子どもたちが家へ持ち帰りますから、親が見ますので、親が見た時どう思うのかな、っていうのが結構議論になりましたね。やっぱり親が虐待していたら、あるいは子どもが持つて帰って来た時、親の気持ちというのいろいろあるのかな、と。そういうふうないろいろな議論もある中で、じゃあ学校の方にポスターを貼らせていただく、ということでも協力してもらってやっています。丁度私も今日持つて来ようと思ったんですが、ポスターを忘れちゃったんですけれども、叩かれたりですね、いろいろ辛い思いをしていたら相談してください、きつと力になります、こんなような子どもにも分かりやすいポスターを貼らせていただいています。

それから先程の、親御さんへの支援ということで関連しますけれども、全国的にもそうだと思いますが、いま横浜市が、力を入れておりますのは、保育所を上手く使っていく、ということなんです。保育所というのは、今まで一般的に皆さんお考えなのは、親御さんが働いていて、いわゆる保育に欠ける、という言い方をしますが、子どもさんを見られない状態の方のための施設、と位置づけられてきたんですけれども、最近はそうではなくて、もっと地域の子育て支援のために活用していく、そういう施設なんだ、という考え方が出ています。

横浜市の場合で言いますと、公立保育園の中で、各区に一カ所、育児支援のセンター園というのを決めまして、そこに通常の保育士以外に一人専任で配置しまして、地域の子育て相談などをお電話等で受けるようになっております。保育園で、育児講座だとか、交流保育と言って、保育園のお子さんご家庭にいらっしゃるお子さんが一緒に遊ぶ。というのも今一番問題なのは、子育てが孤立していることなわけですね、家庭で自分の子どもとだけ向き合っていて悩んでしまう。苦しくなって

虐待に陥ってしまふ、そういうこともあるんですけども、保育園に行つて、たくさんお子さんたちがいる中で見ていると、特別うちの子だけ難しそうな子でもないな、普通にこういうときは難しいし、泣いたりしているんだな、そういうことでホツとされたりですね。あるいは保育士がいろいろ子どもと関わりますから、そういう時の子どもとの関わり方、ああこういう会話をすればいいんだ、子どもはこういうふうに来たら、こういうふうを受け止めて返してあげる、あるいはこんな遊び方もあるんだな、そういうことを知っていたくということでもかなりお母さん方の子育て不安の解消などに役立てていただく、そういう仕事をしています。

また非常に虐待が懸念されるような方の場合には、保育所で、本来保育には欠けていないんですけども、非常に福祉的な要素ということで、保育所でお預かりする場合があります。ですから昼間だけでも保育所でお預かりして、お母さんに、少しご家庭でちよつと子どもと離れて、気持ちを落ち着けていただく。そういう中で虐待をしてしまう状況を少しでも緩和していくということですね。そんな取り組みもしています。

ですからこれから保育所の役割というのは、そういった意味でもいろいろな力になっていけるんじゃないかと思っています。横浜市は公立保育園が一二五園あるんですけども、この一二五園では今言ったセンター園を中心に全園でそういう取り組みをしていますので、民間の保育園でもやっている所もありますし、保育園の外に、育児相談どうぞ、とか書いてありますから、そういうところまでできるだけ地域と関わりながら、保育所つていうのはやはり地域の市民の財産ですから、積極的に活用していただければ、そんなふうに思っています。

**質問者** 今の地域の保育所等を使うというお話なんですけれども、実際、たとえば子どもを持っている方だとか、もう子どもを育て上げた方というのは、保育所を中心にしてその地域への参加というのはすごくしやすいと思うんですけども、逆に私たちのような学生だったり、若者世代つていうのは、なかなか保育所つていうものに行く機会がありませんし、そこ

にアクセスすること自体がなかなかやりにくいところがあるんですね。

ただ、逆に言うと、学生だとか、非常に子どもに近い層の人たちをどう使うか、というのはこれから非常に大事になってくると思うんですけども、たとえば電話相談・ホットラインなどの受け手に若者を使っていくとか、虐待されている子どもたちに、なんらかの形で若者のカウンセラーを付けるとか、というようなことは特に考えられてはいないんですか。

合田 本当に貴重ないいご意見をいただいたと思います。実際に児童養護施設などには、ボランティアという形でそうやって関わって下さる若い方が、結構いらっしゃいます。学習的な面で遅れている子を教えて下さったり、あるいは一緒に遊んだりとかですね、そういう形でやって下さっています。

保育園などの場合にも、関わっていただけるのはとっても嬉しいし、是非これからそうしていきたいと思うんですけども、ある意味で一つ難しさは、小さなお子さんを直接扱っていただくという場面の中で、そういうものをたとえば親御さんたちが見たときに、保育士という資格を持った専門職だから信頼して預けているのに、たとえば地域のボランティアさんが子どもたちを扱っている状態を、どういうふうに受け止めていくか。そういう難しさも一つにはあります。

ただ、やはり私は、そういう形で地域の方に入っていたかどうか。そういう難しさも一つにはあります。そういうこともこれからのあり方としてあると思います。

それから今学習指導要領もいろいろ変わりましたですね、体験的な学習みたいなものがカリキュラムとして入ってきて、中学・高校生のお子さんが、保育園とか、そういう施設に学習の一環として来られるようになっていきます。積極的に今、受け入れをしています。今、申し上げたのと同じように、だっこして、とか、なかなか難しい面もあるんですけども、一緒に保育士たちがいる中で、一緒に関わって遊んでもらったり、そういうことをしています。その中でいろいろやりとりを聞かれていますと、やはり今の子どもたちっていろいろ難しさを持ってますけれど、保育所なんかへ行くと、子ども

たちはこんなふう大切に育てられてきてるんだ、そういうことを実際に目の当たりに見るわけですね。実際、親が赤ちゃんの時から子どもを一生懸命大事に育てますから、やはり自分自身、中学・高校生になった、ちょっと大きい子ですけど、自分自身もこういうふう大切に育てられてきた、というように、そういう意味で、自分の大切さ、と言いましようか、自分の命も大切にしなければ、他の命も大切にしなければ、そういった「気付き」もあったりして、そういう意味でもさまざまに、教育効果というか、子どもたち自身の生き方、自分自身が育てられてきた思い、そういったものを考えたり、そういったきっかけにもなったりします。

司会 平野さん、いかがですか。

平野 その前に、子ども本人からの相談が少ないということについてちょっと一言申し上げたいんですけど、先程質問者の方からは、子ども自身が虐待であるという自覚をしていないのではないかというお話がありました。もう一つ、相談した結果どうなるかということが、子どもの方でよく分からないという面もあるのではないかと思うんです。親にこんなことをされているという相談をすることによって親が逮捕されちゃうのではないか、親が逮捕されるんだったら、じゃあ私はどうやって生活していけばいいんだろうという、そういう情報が伝わっていないことも、ひよっとしたら子ども本人からの相談をためらわせているのではないかと思います。

ですから、非常に小さい子の場合は別としましても、小学校高学年とか中学生ぐらいになれば、相談したらどういう対応がされるのかということをきちんと情報提供できるようになっていけば、あるいは子ども本人からの相談も増えていくのではないかと思います。その辺について、もしコメントがあればお聞かせいただければと思います。

それからもう一つ、「虐待」ホットラインというふうにしていくことは、もちろん焦点を絞るという意味ではいいんですけど、もうちょっと広く捉えた方がむしろ子どもたちは電話をしやすくなるのではないか。東京などでは、「東京子ども

もネット」ということで虐待に限らず幅広い内容の相談を受け付けていますし、留守番電話等々も活用しています。東京子どもネットは東京都の児童相談所でやっているものですが、電話相談の八割ぐらいが子ども本人からという結果が出ている。ですので、そういうふうにもう少し対象を広げると、ひょっとしたら子どもたち本人からの相談が増えるのではないかと。

それから、暴力の問題について子どもの参加の具体的事例があればというご質問ですが、一つはイギリス等々で行われている、いじめの問題に関わるピア・カウンセリングというのがあります。

イギリスの、たとえばオークランド・バーリーという総合制学校では、ABCという活動が行われています。Anti Bullying Campaignの頭文字を取ったものですが、そこでは子どもたち自身がいじめの相談者になって、いじめの被害者から相談を受ける、場合によっては、いじめの被害者と加害者に直接話をさせて、そこにそのABCのカウンセラーが立ち会って、問題解決の道を探っていく、という、そういうピア・カウンセリングの取り組みが行われています。このABCの子どもたちは、以前に日本にも来て話をしてくれたことがあります。そのABCの取り組みを直ちに日本の学校でできるかどうかという点とまた難しい問題がいろいろありますし、実際に似たような事をやろうとした学校でも必ずしも上手くいっていないということがありますけれども、そういうやり方も可能性としては考えられます。

それから、子どもとか若者自身が電話相談を受け付ける取り組みがないのかというコメントもありましたけれども、実際にそういうことをやっている国というのがあります。ハイ・ライン、これはカナダですが、電話相談のカウンセラーを子ども自身がやるという取り組みを行っています。そうすることで、相談をする方の子どもも割と気軽に電話を掛けられるという利点があるようです。

今のところすぐに思いつくのはそのぐらいです。もう少し探してみれば他にもいろいろ出てくるのではないかと思います

けれども、いずれにしましても、暴力の問題を解決していく上で子ども参加が重要であるということは、子どもの権利委員会等々も強調するようになってきておりますので、今後そういう取り組みが各国でさらに行われていくのではないかと思います。

**司会** ではいかがですか、平野さんから問いかけがありましたか。

**合田** 私どもの虐待ホットラインは、非常に緊急的な対策として位置付けてますので、そういう意味で、とにかく今、今まになんとか、というようなところを救いたい、虐待が非常に重たくなって生死に関わる、そういうところがターゲットだったという点もあって、今のよう形でスタートしておりますけれども、今年一年はこれでやりましたし、何年か後に一つの実績、傾向が出てくると思いますので、今日は大変いいご意見をいただきましたので、これは検討していきたいと思えます。どうもありがとうございます。

**司会** それでは他の方がいかがでしょうか。

**質問者** 今日はさまざまなお立場から、いろいろとお話を聞けて大変勉強になりました。一点、大関さんに質問がございます。私も同じように看護職におりますので、こちらの病棟に入院されているお子さん方の診断名を聞いただけで、いかに多くの看護職、医師、専門職種が必要か、というのは想像が比較的たやすくできていますけれども、実際にこういった特殊な病棟に入院されているお子さん方を見るスタッフの配置基準の件なんですけれども、この辺は医療法に定められている看護職、医師の配置基準で実際に病棟が運営されているのか、それともある程度の上乗せの人員が配置されているのか、というあたりを教えてくださいたいと思います。それと、もう一つ、医師に関しましては、小児を専門とする精神科の医師の不足しているのが実際あると思うんですけれども、具体的に治療に当たる医師の専門性としては、小児精神科を専門領域とする医師が配属されているのか、あくまでも精神科医という領域の医師の配置になっているのか、その人数だけではなく

て、看護職も含めてですけれども、さらに専門性を持った職員の配置というのが具体的にされているのかどうか、ということをお聞き下さい。

大関　まず看護職の配置は、お子さん二〇人に対して一七人おります。ですから非常に高い配置になっていると思います。それから私どもの所は普通に精神科、というふうには呼んでおりませんが、精神療育棟というふうに呼んでおります。それには臨床心理士の人も入ってまして、いろんな意味で一緒に心理療法ですとか心理テストいろいろ含めて、後はリクリエーションだとか、いろんなことに関わりを持っていますので、非常に手厚くケアが行き届いて——自分の所が行き届いている、と言うのもちよつと自画自賛ばいのですけれども——システム的には非常に手厚くいつていると思います。あとドクターの件ですが、ドクターも小児精神科を専門にしているドクターでして、四〇人に対して五人おりますので、これも非常に率は高いです。ただ、これは定められている数字から見れば高いですけれども、現状は本当に厳しい状態のお子さまたちが多いですので、これでもなかなか、きめ細かくできているというふうには思えない状況ですね。

それからちよつとご質問から外れて、なんですけれども、先程の親御さんのケアというときに、つい私どもの所に入院している親御さんの、というふうには私はお返事したんですけど、まずそのときの親御さんを見てみると、子どもとはどういうものなのか、ってのはよくご存じなくて育ててらっしゃるのかな、と思うことがあります。それはどういうことかと言いますと、たとえばお一人のケースなんかでは、車を、それはお父さんなんですけれども、ピッカピカに磨いてまして、土足禁止なんです、車の中が。車に乗るときは靴を脱いで車に乗る。お母さんはまた非常にきれいな方で、お家の中を四角いものはキッチリ四角に置いてないと気持ちが悪い、っていう方ですから、お子さんが、たとえば車の中で窓ガラスなんかに触ると、どなられるわけですね。お子さんなんか：なんか、って言うっちゃいけませんけど、その辺触りますし、ご飯だつて食べ始めのときには、自分で食べようとする子どもなんか半分ぐらいはこぼしますし、大体そういうものなんです。です

のにそういうことが分からないで、とにかく自分の思ったとおりに、汚して欲しくない。

また中庭に砂場があつて、一緒に子どもたちと砂遊びをしたりしているんですけど、そうすると自分のお子さんに砂遊びをさせた、つて叱られるんです。なぜ砂遊びをさせるといけないかというところ、洋服が汚れるからです。汚れるとお洗濯物が増える。お洗濯物が増えると私の仕事が増える、ということ、いろいろお叱りを受けたりします。

ですから、やはり自由に遊ぶとか、楽しむとかつていうことがお子さんにとっては必要なんだ、つてことをやはり分かつていたただかないと、とても子育てが辛くなつてしまふな、と思います。これはちよつと聞いた話なんですけど、お子さん、いないいないばあをする時に……。いないいないばあ、つて遊びがありますでしょ、その時にご自分の顔を隠すのかお子さんの顔を隠すのかどっちですか、つていう質問があつたつて言うんです。でもどっちだつていいんですよ、楽しければ。だけどそういうことのひとつひとつがとても、子育てをしていく上で大変なことなんです。

後はもう、本当に信じられないようなお話なんですけれど、テレビでおむつのところに水色の色で、お水が何回か吸収されて、朝まで替えなくていいです、とかつてありますでしょう。そうしたらあれも、「うちの子はブルーじゃなくて黄色なんですけど」つていう、そういう質問がきました、ということ、どう考えても理解できないんですけど、でもそういう質問が現実にある。

子どもつて本当に生き物なんだ、とか、電池で動くアイボだかなんかありますよね、あんなふうな気の向いた時にだけ関わればいい、つていうものではないんだ、とか、こちらの都合に構わず泣いたり汚してくれたり、いろんなことをするんだ、などということも分かつていないと、とても子育て自体が辛くなつてしまふかな、つて思います。さっきのご質問にもありましたけど、親になる前に、なんとかそういうことが伝わるといういな、と思つておりますが、いいなあ、という思いのところまで、まだ行動には至つておりませんが。ごめんなさい、ちよつとご質問から外れてお返事をしてしまいました。

司会 もう一方かお二方、いかがでしょうか。

質問者 ありがとうございます。いろいろな現場からの生の声を聞けてすごく勉強になりました。大関さんにご質問があるんですけども、食事のお話とか、羞恥心がないとか、そういうお話があったんですけども、そういうものって人それぞれ違うと思うんですよ。私の友達でも、お弁当は、二段弁当で、上におかずが入って下にご飯が入ってるんですけど、ご飯とそれを交互に食べるんじゃないかと、開けるのが面倒くさいから、まずおかずを食べてからご飯を食べる友達がいるんですよ。でもその子は、多分虐待は受けてないと思うんです。だから、個性とか、その子のありのままを受け入れるのが、さつき大切だっておっしゃったんですけども、それも実現するために、どういうふうに誠実さに出会う、っていうことをしているのか、っていうのを聞きたいと思いました。

それから合田さんに質問があるんですけども、子どもの処遇を決めるということ、さつきお話で、普通みたいな権利で捉えたんですけども、そこに当人の名前っていうのが、結構私には見えなくて、当事者の子どもの思いとか、そういうのをどういうふうに把握をしているのか、っていうのは聞きたいと思いました。というのは、ケースによってとか子どもによつて、感じ方っていうのは違うと思うんですよ。その子どもにとって本当にいいこと、というのをどういうふうに組み上げているのか、その辺の工夫というのを聞きたいと思いました。よろしく願います。

司会 では大関さんからいかがですか。

大関 まさにおっしゃるとおりでして、別にお弁当を上段から食べて次下の段を食べても、ちっとも差し支えはありませんので、いけない、とかって、そういうふうにはお話ししないんです。さつきもお話しましたように、「こんなふうにご飯を食べてみたらいいって言われているんだけど、どう？」とか、そこまでは。要するにインフォメーションと言いますか。そこから先を選ぶかどうかは、特にお食事の事なんかは全然大勢に影響ない、別に上の段食べて下の段食べてたっていいん

ですから、取り立ててそれがいけないとか、こうしなさい、っていうふうには言いません。一緒に食べた方がおいしいとか、一般的にはこうなのよね、っていうふうに言います。ですから、常識的に、って言葉があるんですけど、本当にその言葉には困ってしまいます、私たちも。

常識的に、って言うときに、ちょっと待って、何をもってあなたは常識と言ってる、というのは、私はしょっちゅう、チームでお話をします。たとえば私の所ではない病棟でも、お部屋に四人お子さんが入院してらっしゃる。お部屋に一台テレビがあります。それでお食事の時にテレビがついてるとします。そうすると一方には、「うちの子は食事中にテレビは見せてませんので消してください」とおっしゃるお母さんがいらっしゃいます。別のお母さんは、「うちの子は別にテレビ見ながらご飯食べさせているんですから、いいです」となって、四人お子さんがいるお部屋の中で揉める時があります。食事中テレビはつけておくべきか消すべきか。そんなものご自由にどうぞ、なんですけれども、ただ、一部屋の中で揉められるととても困るので、お約束をしていかないと、その集団が成り立たない、という問題があります。

ですから正しいか正しくないか、ということ、その集団が成り立っていくためのお約束事、っていうことと、あとはさつき言いましたように、格好いいって私言いましたけれど、格好いい、というののもとも個人差がありますね、髪型とかなんかも、今若い患者さんすごい髪型してたりして、「ねえその髪型…」って私が言いますと、「美的センスの違いです」と言われてしまって、美的センスって言われると何を基準にしようか、とても困るんで、まさにおっしゃるとおりですが、でも…この辺からはまさに老婆心としか言いようがないのですけれども、どうしていったらいいんでしょうね…。

司会 合田さんお願いできますか。

合田 先程フロー図の中で子どもの関わりがちよっと分からない、っておっしゃっていた、そのとおりですね。ここには書いてませんから。ただ児童相談所がいろいろ処遇方針を決めていく中では、親に対しても子どもに対しても面接を

します。これは何回かやる場合もあるし、それはもういろいろなんですけれども、親の気持ちも聞きますし子どもの気持ちも聞きます。うんと小さい子は、なかなか分からないところもあるんですけれども、それは可能な範囲で聞いていきます。子どもにとって、親と一緒にいたいのかいたくないのか、どういうふうに、たとえば虐待されているのか、どういう内容でどんなふう辛いのか、そんなことも、それは十分聞くようにしています。聞きすぎてうるさい、と親から言われることもあるんですけども、それはそういうことです。

それから緊急的に一時保護をして、たとえば施設に入った方がいいのかな、っていうような状況の時にも、やはり施設に入るまでにこれからどういう生活になるのか、ということ、一時保護をしている期間の間に、児童相談所の児童福祉司がお話をします。こういう生活なんだ、こういうふうにやってみるとどうなるんだろう、ということ、施設に入るための心の準備をしていく、そんなふうな関わりをしています。一時保護所の中には保育士がいて、日常的に遊びをしながら世話をしたり、それから学齢の子どもに対しては、中で学校の勉強をするような指導員もいますから、そういういろんな意味の関わりをしながら、子どもの生活の状態を観察して、どういう形がいいか、それを検討の中に反映させていこう、というふうにしています。

それから施設に入った場合に、「権利・責任ノート」を渡して、施設に入った時にどういうことを守らなければいけないのか、またどういう権利が子どもにあるのか、説明をします。ノートの最後にハガキが付いてまして、入った施設で処遇が悪い、たとえば体罰を受けたとか、そういうことがあればこのハガキに書いて、これは今は児童相談所宛になっているんですけど、送れるようになっていきます。

ですから子どもが施設に入った時にどういう生活なのか、ということをよく理解をしてもらう。権利もあり、そして自分の果たすべき責任もある、ということを理解して、そして自分で不都合だと思うようなことで、訴えたいけれど施設で言っ

でもなかなか取り上げてもらえないときには、このハガキを投函すればいい。そんなこともよく説明して施設に入ること、やはり子どもがどう思うのかということに非常に重視しています。施設に入ってから、児童福祉司が自分の担当している子どもについては、施設を訪問して指導したり、思いを聞いたり、そういうことをしてるんですけど、ただ昨今の虐待件数が増えているものですから、なかなか十分頻繁に施設に行つて聞いてあげる、というゆとりがなくなってきているのが非常に残念なんですけれど、必ず年に何回か行くということはやっております。

**司会** どうもありがとうございます。じゃあ最後のご質問をお願いいたします。

**質問者** 合田さんに質問をさせていただきたいんですけども、今のお話に関わつてですが、一度決めたその処遇を変更するという形で、処置変更、ということとは頻繁にあるんでしょうか。たとえば虐待の場合は広範な要因が混在していたり、一度入った施設がその子どもに合わないとか、そういうこともあると思うんですけども、そうした場合に、たとえば児童自立支援施設から養護施設だとか、また激しい虐待を受けてしまつて障害が残つたりして、施設間の処置変更、ということなどがどれくらいあるのか、ということをちよつとかがいたいです。

あともう一点は、児童相談所が親と対立することが多いと思うんですけども、行政が決定するその措置内容などを巡つて、不服申し立てがかなりあるんじゃないかと想像ができるんですけども、実際に不服申し立てをする件数つていうのはどれくらいあるのか、ということとできれば内容についてもおうかがいできますか。

**合田** 今ちよつと細かいデータを持ってないので数字や何かを差し上げられないのですが、処遇方針を一度決めて、たとえばどこかの児童養護施設に入ったとします。その後、児童自立支援施設、これは昔は教護院と言つていたんですけども、今は施設の性質が変わりまして児童自立支援施設なんですけれど、そういう方がいいという状態があれば、また変わる、というふうなことはあります。そんなに頻繁に変えるということは、子どもにとっていいかどうかという問題もありますので、

ありませんけれども、いろいろな状況の中でそういう動きは実際にあります。親御さんの所に戻れる状態があれば、それは親御さんの状態も、よく児童相談所の方で把握して、今この状態であればお家に戻っても大丈夫なんじゃないか、そう判断できれば、できるだけ帰すようにはします。そういった気が付く面はあると思っています。

ただ、残念ながらもなかなか親御さんが子どもさんを引き取ってちゃんと暮らしていける、と児童相談所が安心を持って判断できる状態にならない。親御さん自身も子どもを引き取っていいこうという意思にならない、そういうようなケースがあって、なかなか今、引き取りが上手くいっていない、そういうことがあると思います。

それから親御さんとのトラブルは確かにありまして、不服申し立てというのは、そんなにたくさん何件もあるわけではないうんですけれども、一〜二件くらいは、不服申し立てをずっとなさっていて、それでも埒が明かなくて、家庭裁判所に訴えていくとか、そういうケースもあります。そういうケースはやはり、虐待を認めない場合ですね。私は虐待はしていない、何だか他の原因で怪我をしたんだ、傷ついているんだ、そういうことがありますね。ですからなかなか親御さんの認識と、病院などで、恐らくこういう状況から見れば虐待したとしか思えない、というような状況に当たっても、意見の対立がある、そういうこともあります。

**発言者** あの、最後にちよつとよろしいですか。違う立場で、私、横浜市のほうに向けてお礼を申し上げたいな、という事でございます。昭和五三年に遡りますけれど、私の娘、もうかなり年になっております、娘と私というのは継子であり継母という状況の中で、娘をどうやって育てていけばいいのかな、と、非常に虐待を…。昔は虐待という言葉はあまり出てきませんでしたね。今でこそこういうふうな問題がありますけど、それが分かりまして、どういうふうにしていけばいいのか迷った時に、南部児童相談所に出向きました。そのときに助けていただいた。三年間私の方にも出向いてくださいましたし、私も通いまして、娘は…。

しかしそのやはり虐待っていうのは今でも声が震えますけれど、結婚して、やはり母親が自分にしたこと私もするんじゃないか、そういうような気持ちが強くて、親にはなれない、と。何回説得しても子どもは持たない、と。こんなにまでも引きずっていくんだな、絶対に虐待っていうのはあつてはならないと私はそれを感じました。その時私も助けていただきましたので、本当にあの時ありがとうございました、ということでお礼申し上げたいと思います。どうぞこれからもずっとこの相談所で治療していただきたいと思います、と思つています。

**合田** これに関連してよろしいですか。よく虐待について、世代間の連鎖というようにことがよく言われるんですね。虐待をした親に育てられた子は、やはりまた虐待していくんだ、というふうなことがよく言われます。実際に虐待している人を調べてみると、親から虐待されたというケースが、確かに多くはあるんですね。虐待によつて育てられた子、そうでなくとも虐待するっていう、そういう理論的いきつちりとしたデータはありません。虐待によつて育てられた子、そうでなく育てられた子、それぞれ違う分野に分けて、長い期間を系統的に追跡調査がされていけばそういったデータも出てくるかもしれないんですけれども、そういうデータというのはないんですね。ただ経験的に、今多いようだが、ということであらうことを言うんですけれども、これは明確に根拠があるわけではない、というのはちょっと申し上げたいと思います。

あまり世代間の連鎖を強調すると、今おっしゃったように、自分は虐待されて育ったから私も虐待しちゃうんじゃないか、私はもう子どもを産めないのではないか、結婚できないのではないか、こういうふうになっていきますので、ある意味で人権問題にもなつていきますので、この辺の発言というのは、私ども非常に慎重にしていかなければならないと思つています。

ある時期、その世代間連鎖というようなものはよく言われまして、でも私どもいろいろ会議の中では、やっぱりそうじゃないんじゃないか、それははっきり根拠があることではないんじゃないか、というふうなお話をしていますので、決して実

証された、裏付けのあるものではないということをは是非お伝えいただいて、そうではなくて、やはりお一人お一人がどういう生き方をしていくか、そしてそれを支えて下さる教育とか地域がどういうふうにあるのか、そういうことの方が大事なんじゃないか、そういうふうに思います。

司会 どうもありがとうございます。もうちょっとお話したかったところ、何か一言などあれば、最後に。

平野 特にないとも言えますし、いくらでもあるとも言えます。

今の話と関わって、原因を追及することはすごく重要だと思います。たとえば虐待をしている人自身が昔虐待を受けたことがある、あるいは犯罪に走った少年の半数近く、あるいは六割近くが虐待を受けていたというデータもありますけれども、一方で、そういうような直接的な因果関係を強調するあまり、おっしゃられたように被害者のその後の道を縛ってしまっ、まう、自縄自縛につながっていくような物の言い方というのは、本当に慎重でなければならぬと改めて思いました。英語では self-fulfilling prophecy、日本語では「自己成就的予言」と言いますが、要するに予言が勝手に成就してしまっ、なにかレッテル貼りをすることによってそのレッテルのとおりにならぬ人が生きていってしまうという、そういう概念がありますけれども、そういうことにつながっていかないようにしなければなりません。

横浜会議との関連でいろいろ言われたキーワードの一つに resiliency という言葉があります。「回復力」と言いますが、「したたかさ」とか、「しぶとさ」と訳している人もいますけれども、子どもというのはいろいろな被害を受けても適切な支援を受けてゆけば立ち直っていくことができるという、そういうしたたかさや立ち直る力を持っているんだという考え方で、それをやはりもっと強調していく必要があるのかなと思えました。

司会 どうもありがとうございます。

今日は、非常に濃密なご報告、お話を、大関さん、合田さん、平野さんからうかがうことができたと思います。また会場

とのやりとりも、実に内容のあるものであって、法学研究所のシンポジウムとしては、あまり形式ばらないでよかったな、というふうにも思っています。

今日は非常に長い時間になりましたが、大関さん、合田さん、それから平野さん、どうもありがとうございました。ではこれで本日のシンポジウムを終了いたします。

※国連・子どもの権利委員会などの関連資料については平野裕二氏のウェブサイト参照。

<http://homepage2.nifty.com/childrights/>